

新株式発行並びに株式売出届出日論見書の訂正事項分

平成19年6月
(第2回訂正分)

株式会社UBIC

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年6月18日に関東財務局長に提出し、平成19年6月19日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成19年5月28日付をもって提出した有価証券届出書及び平成19年6月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集59,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し59,000株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成19年6月15日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成19年6月15日に決定された引受価額(7,862.50円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格8,500円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「175,525,000」を「231,943,750」に訂正
「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「175,525,000」を「231,943,750」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(注) 5. の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格(円)」の欄:「未定(注) 1.」を「8,500」に訂正
「引受価額(円)」の欄:「未定(注) 1.」を「7,862.50」に訂正
「資本組入額(円)」の欄:「未定(注) 2.」を「3,931.25」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注) 3.」を「1株につき8,500」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。
公募増資等の価格の決定に当たりましては、仮条件（7,000円～8,500円）に基づいてブックビルディングを実施いたしました。
その結果、以下の点が特徴としてみられました。
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと
②申告された需要件数が多数にわたっていたこと
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況や最近の新規公開株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、8,500円と決定いたしました。
なお、引受価額は7,862.50円と決定いたしました。
2. 平成19年6月7日開催の取締役会において、会社法上の払込金額（発行価額）は、5,950円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しました。会社法上の増加する資本金の額（資本組入額）は、1株につき3,931.25円、会社法上の増加する資本準備金の額は、1株につき3,931.25円に決定いたしました。また「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（発行価額5,950円）及び平成19年6月15日に決定した発行価格（8,500円）と引受価額（7,862.50円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき7,862.50円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
6. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
（注）7. の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成19年6月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき7,862.50円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき637.50円）の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

1. 上記引受人と平成19年6月15日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、500株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

- 「払込金額の総額（円）」の欄：「422,956,250」を「463,887,500」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「404,956,250」を「445,887,500」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
（注）1. の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額445,887千円については、設備投資358,107千円に充て、残額については広告宣伝・販売促進費及び人材採用費等に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

平成19年6月15日に決定された引受価額（7,862.50円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格8,500円）で売出し（以下「本売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「457,250,000」を「501,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「457,250,000」を「501,500,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

- （注）3. 4. の全文削除

2 【売出しの条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「8,500」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「7,862.50」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき8,500」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

本売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 三菱UFJ証券株式会社 59,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき637.50円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成19年6月15日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、引受人の買取引受による売出しが中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。

新株式発行並びに株式売出届出日論見書の訂正事項分

平成19年6月
(第1回訂正分)

株式会社UBIC

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年6月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成19年5月28日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集59,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し59,000株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成19年6月7日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

平成19年5月28日開催の取締役会決議によっております。

(注) 1. の番号及び2. の全文削除

2【募集の方法】

平成19年6月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成19年6月7日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額5,950円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「501,500,000」を「351,050,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「250,750,000」を「175,525,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「501,500,000」を「351,050,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「250,750,000」を「175,525,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額（発行価額）の総額あります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社法上の払込金額（発行価額）の総額の2分の1相当額を資本に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5. 仮条件（7,000円～8,500円）の平均価格（7,750円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は457,250,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「5,950」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、7,000円以上8,500円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年6月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成19年6月7日開催の取締役会において、会社法上の払込金額（発行価額）は、5,950円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しました。また「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（発行価額5,950円）及び平成19年6月15日に決定する予定の発行価格と引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

7. 引受価額が会社法上の払込金額（発行価額5,950円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「三菱UFJ証券株式会社29,500、大和証券エスエムビーシー株式会社9,440、日興シティグループ証券株式会社5,900、マネックス証券株式会社4,720、エース証券株式会社4,720、いちはら証券株式会社1,180、高木証券株式会社1,180、極東証券株式会社1,180、GMオンライン証券株式会社1,180」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成19年6月15日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、500株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

（注）1. の全文削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「545,750,000」を「422,956,250」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「527,750,000」を「404,956,250」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（7,000円～8,500円）の平均価格（7,750円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額404,956千円については、設備投資358,107千円に充て、残額については広告宣伝・販売促進費及び人材採用費等に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「590,000,000」を「457,250,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「590,000,000」を「457,250,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

3. 売出価額の総額は、仮条件（7,000円～8,500円）の平均価格（7,750円）で算出した見込額であります。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(9) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成19年5月

株式会社UBIC

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式501,500千円（見込額）の募集及び株式590,000千円（見込額）の売出しについては、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年5月28日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社UBIC

東京都港区港南二丁目12番23号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

1. 事業の概況

当社は、コンピュータフォレンジックと呼ばれる分野の事業を行っています。

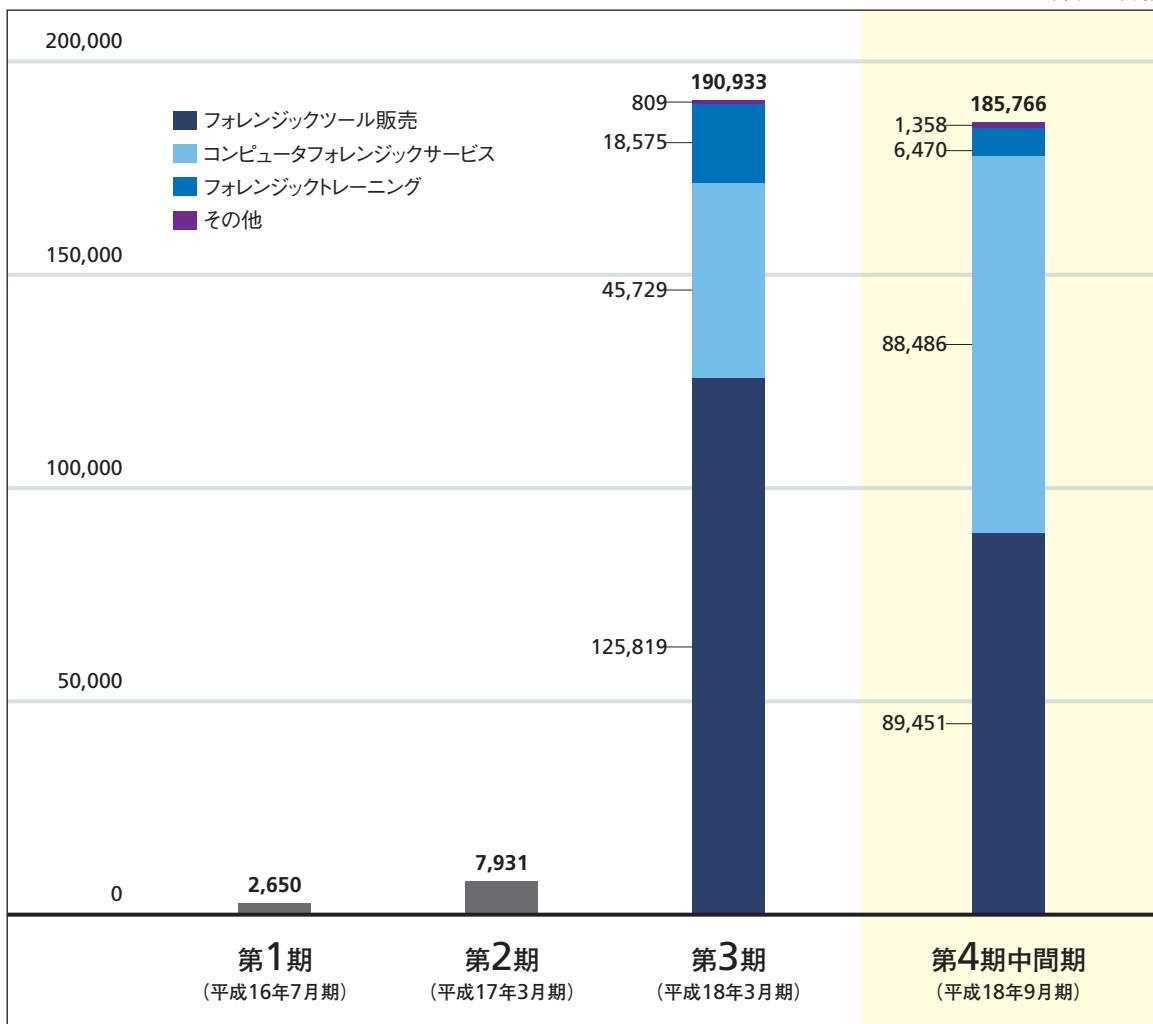
コンピュータフォレンジックとは、インシデント・レスポンス（※）や法的紛争・訴訟に際し、電子データの証拠保全及び調査・分析を行い、電子データの改ざん、毀損等についての分析・情報収集等を行う一連の科学的調査手法・技術をいいます。

※インシデント・レスポンス

コンピュータやネットワーク等の資源及び環境の不正使用、サービス妨害行為、データの破壊、意図しない情報の開示、並びにそれらに至るための行為（事象）等への事後対応等をいう。

■売上高の推移

（単位：千円）



(注) 1. 第1期の売上高においては、消費税等が含まれております。第2期以降の売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第1期は設立初年度であるため会計期間が平成15年8月8日から平成16年7月31日までとなっております。また第2期は決算期変更のため、会計期間は平成16年8月1日から平成17年3月31日までとなっております。

3. 当社は、フォレンジックツール販売に係る保守サービス及びコンピュータフォレンジックに係るコンサルティングサービスも行っており、「その他」に含めて販売実績を表示しております。

2. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

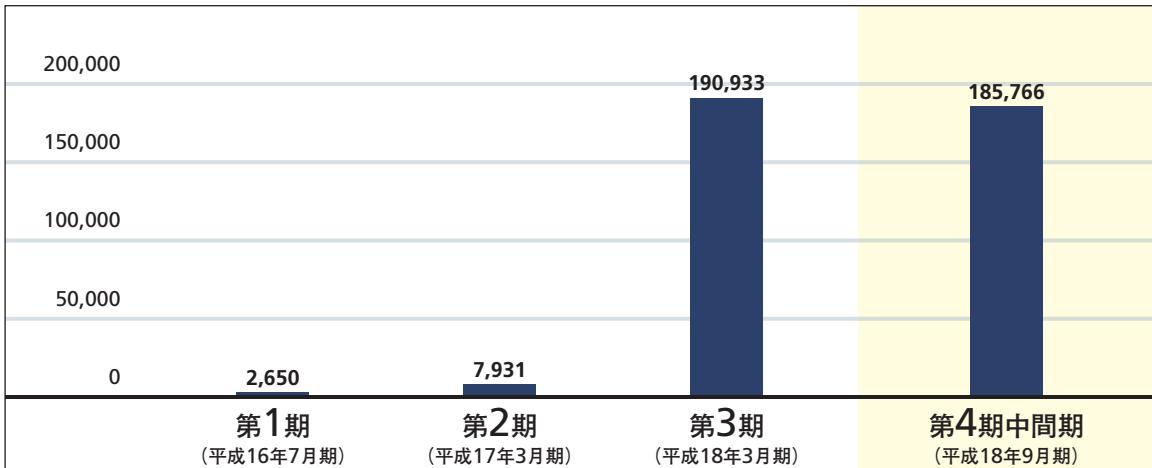
(単位：千円)

回 次	第1期 平成16年7月	第2期 平成17年3月	第3期 平成18年3月	第4期中間期 平成18年9月
決算年月				
売上高	2,650	7,931	190,933	185,766
経常利益又は経常損失 (△)	△15,557	△43,168	△59,665	25,911
当期純損失 (△) 又は中間純利益	△15,557	△42,754	△59,955	25,766
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—
資本金	19,500	115,000	158,250	173,250
発行済株式総数 (千株)	39	230	403	413
純資産額	3,942	56,688	83,232	138,999
総資産額	46,504	155,895	211,228	282,279
1株当たり純資産額 (円)	101.09	246.47	206.53	336.56
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額 (△) 又は1株当たり中間純利益金額 (円)	△774.51	△737.09	△191.00	62.88
潜在株式調整後1株当たり当期 (中間) 純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.5	36.4	39.4	49.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	18.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	△41,743	△113,462	53,159
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△21,576	△55,288	△13,822
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	144,272	78,514	45,190
現金及び現金同等物の期末 (中間期末) 残高	—	125,845	35,608	120,135
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	1 (—)	4 (—)	15 (2)	15 (2)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第1期の売上高においては、消費税等が含まれております。第2期以降の売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりますので記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期 (中間) 純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、第1期から第3期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第2期及び第3期の財務諸表並びに第4期中間期の中間財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人により監査及び中間監査を受けておりますが、第1期の財務諸表に関しては、監査を受けておりません。
9. 第1期は設立初年度であるため会計期間が平成15年8月8日から平成16年7月31日までとなっております。また第2期は決算期変更のため、会計期間は平成16年8月1日から平成17年3月31日までとなっております。
10. 当社は設立が平成15年8月8日であるため、経営指標等の推移は3期分及び第4期中間会計期間分を記載しております。

■売上高

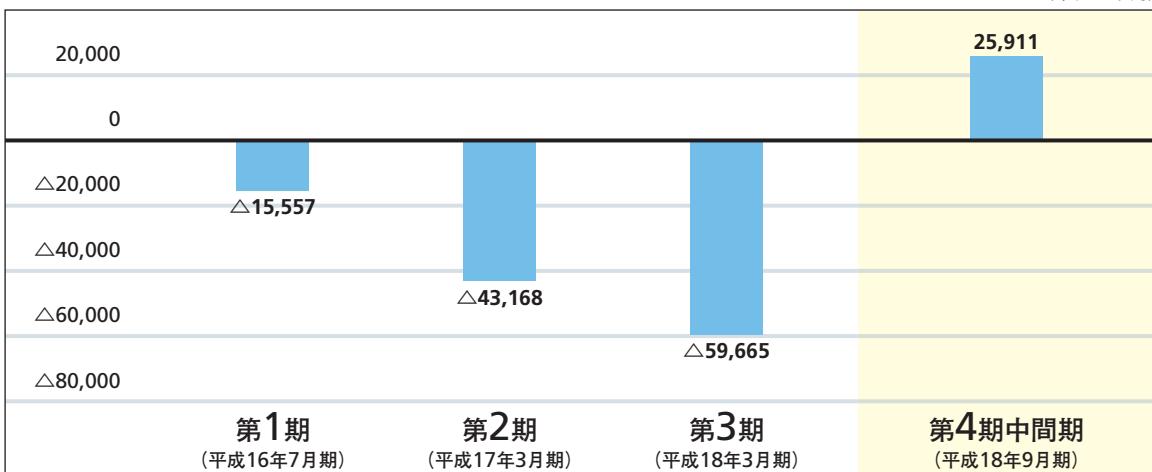
(単位：千円)



(注) 第1期の売上高においては、消費税等が含まれております。第2期以降の売上高には消費税等は含まれておりません。

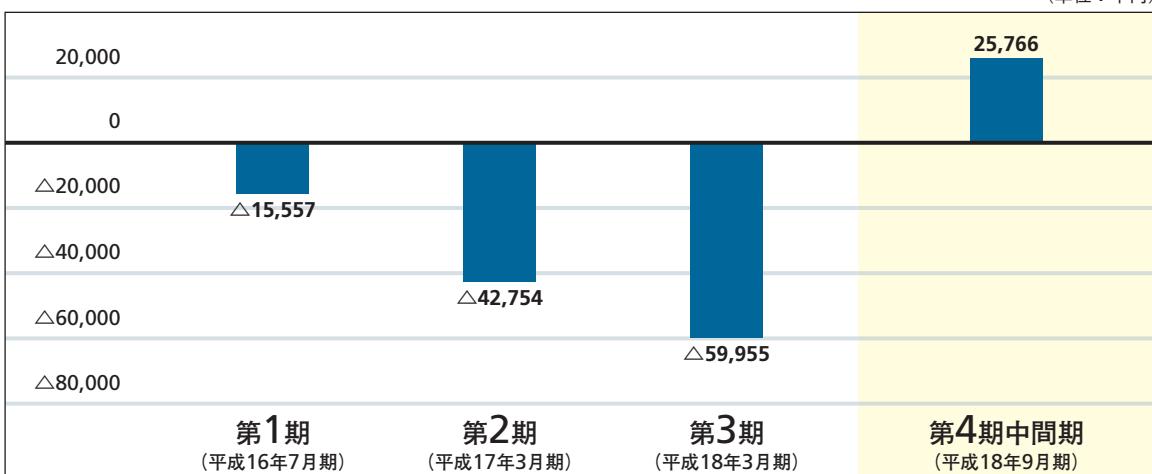
■経常利益又は経常損失(△)

(単位：千円)



■当期純損失(△)又は中間純利益

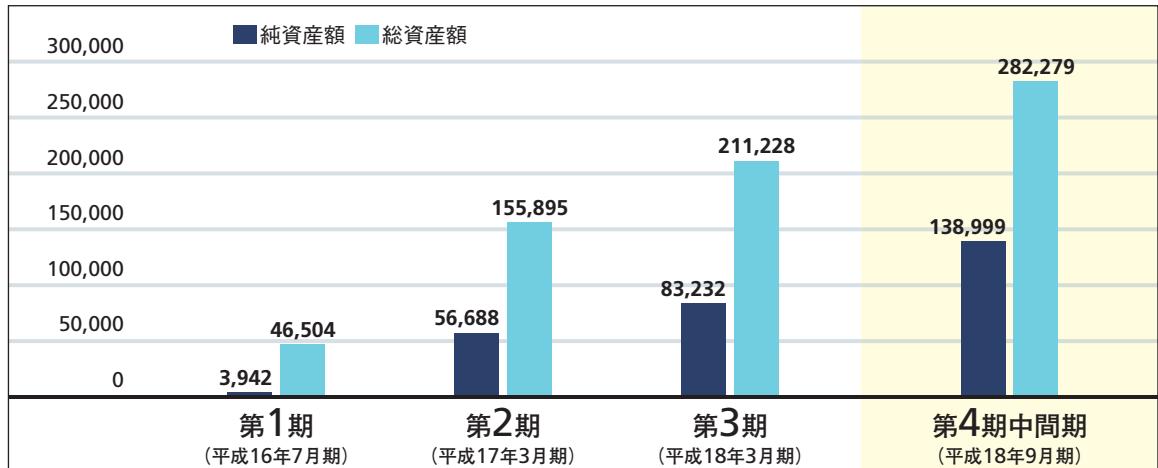
(単位：千円)



※第1期は設立初年度であるため会計期間が平成15年8月8日から平成16年7月31日までとなっております。また第2期は決算期変更のため、会計期間は平成16年8月1日から平成17年3月31日までとなっております。

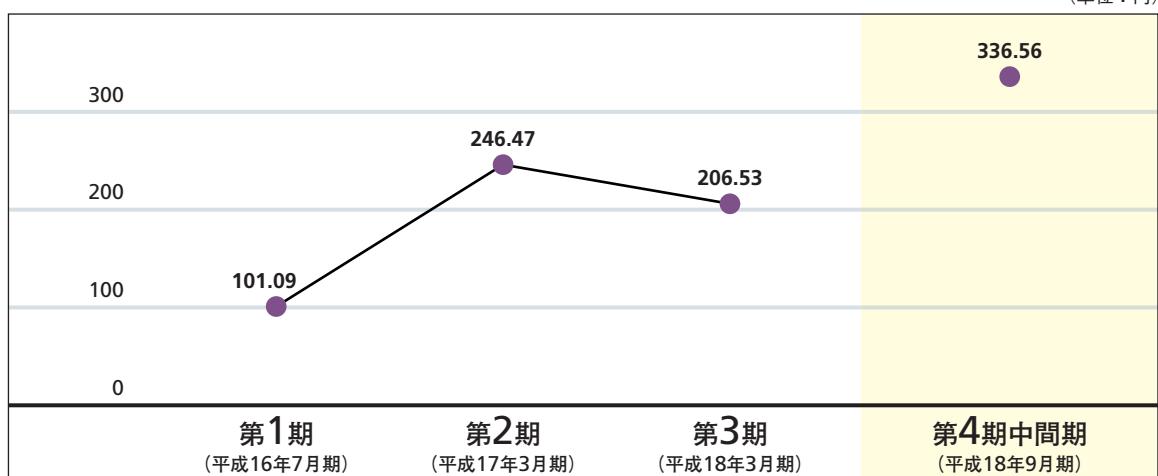
■純資産額／総資産額

(単位：千円)



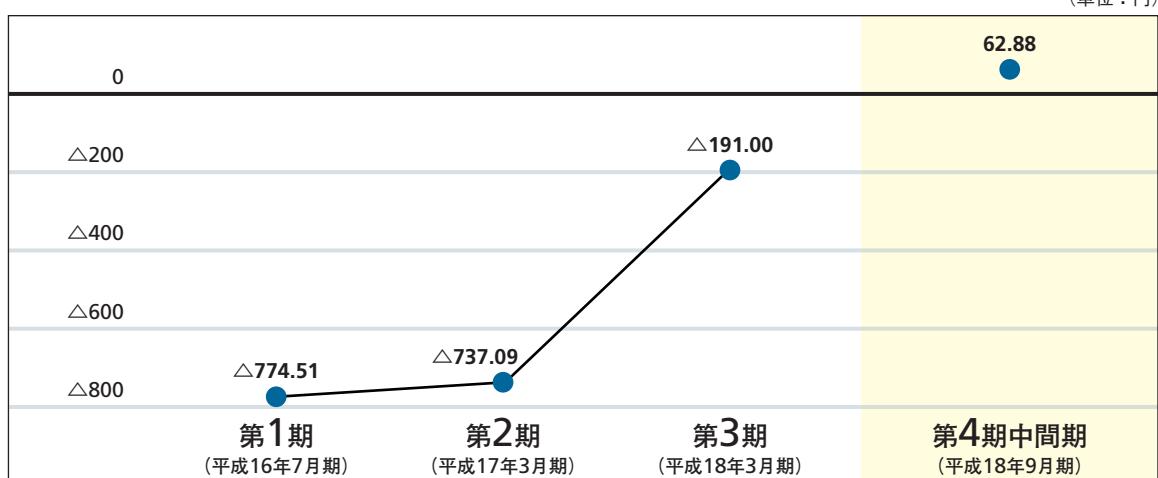
■1株当たり純資産額

(単位：円)



■1株当たり当期純損失金額(△)又は1株当たり中間純利益金額

(単位：円)



※第1期は設立初年度であるため会計期間が平成15年8月8日から平成16年7月31日までとなっております。また第2期は決算期変更のため、会計期間は平成16年8月1日から平成17年3月31日までとなっております。

3. 事業の内容

当社は、コンピュータフォレンジックと呼ばれる分野の事業を行っています。

コンピュータフォレンジックとは、インシデント・レスポンスや、法的紛争・訴訟に際し、電子データの証拠保全及び調査・分析を行い、電子データの改ざん、毀損等についての分析・情報収集等を行う一連の科学的調査手法・技術をいいます。



①コンピュータフォレンジックサービス

顧客からの依頼に基づき、当社がコンピュータフォレンジックを用いてサービスを行います。コンピュータフォレンジック調査と訴訟におけるディスカバリ（証拠開示）の支援を行う2つのサービスがあります。

(i) コンピュータフォレンジック調査サービス

コンピュータフォレンジック調査サービスは、情報漏えいや内部不正などの問題が生じた際に、顧客からの依頼を受けて提供されたパソコン等を、不正調査の観点から調査し調査結果を顧客へ報告するサービスです。

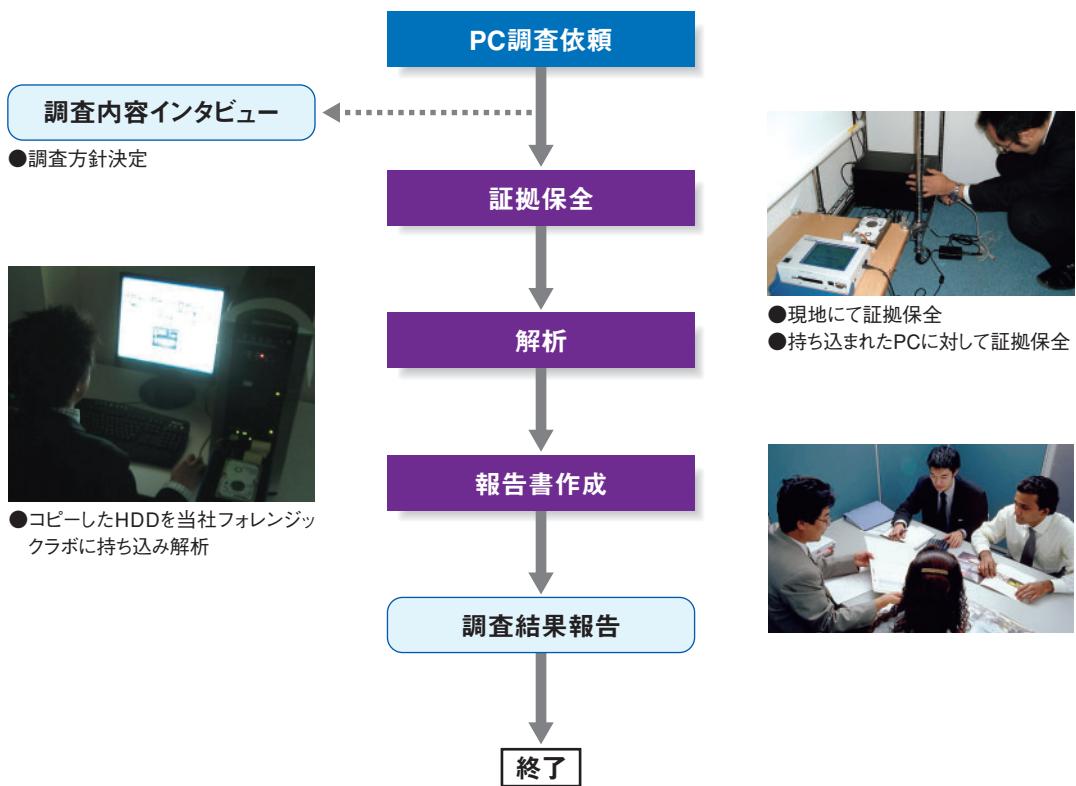
(ii) ディスカバリ（証拠開示）支援サービス

当社のディスカバリ（証拠開示）支援サービスとは、米国の訴訟において、裁判の審理の前にお互いが証拠を開示して、争点の整理を行う際に、顧客や弁護士から依頼を受け、証拠となりうる電子データを適切な手続きに則り、裁判上の決められた期日までに提出できるように支援を行うサービスです。

このディスカバリは従来、書面にて行われていました。しかし、コンピュータが普及してくると、それに伴いデータが電子化され、次第に電子データによる証拠開示が慣習化してきました。このような状況から、平成18年12月1日に米国連邦民事訴訟規則が改正になり、ディスカバリにおいて電子データの証拠開示が義務付けられました。

日本企業のうち米国に進出している企業は、この訴訟に対応する機会が増加しています。電子データの証拠開示は、限られたスケジュールの中で適切にかつ効率的に行うことが求められており、①弁護士と交渉し、顧客のニーズを把握するノウハウ、②フォレンジックツールを状況に応じて複合的に扱う技術、③経験に基づく適切なキーワードの選定とそれらを組み合わせた絞り込み検索等のノウハウ、④大量の電子データを安全な環境で処理することが可能なフォレンジックラボ設備の保持等が必要となります。このような訴訟等において、顧客が不利益を被ることのないよう、当社が顧客の電子データの証拠開示に対応します。

コンピュータフォレンジック調査サービスの流れ



1. 調査内容インタビュー

調査するエリアを絞りかつ効率的に調査を行うために顧客より詳細に調査内容をヒアリングし、コンピュータ調査において最も明らかにしたい事項について、調査方針を決定します。

2. 証拠保全

証拠保全のステップでは対象のパソコンより証拠データをコピーします。作業は顧客の事業所で行う場合と対象PCを当社フォレンジックラボに持ち帰りその後コピーを行う2つの方法があります。また本ステップで最も重要な事は、データを改変させないことにより証拠性を保つ事、及びスピーディーに証拠保全する事にあります。

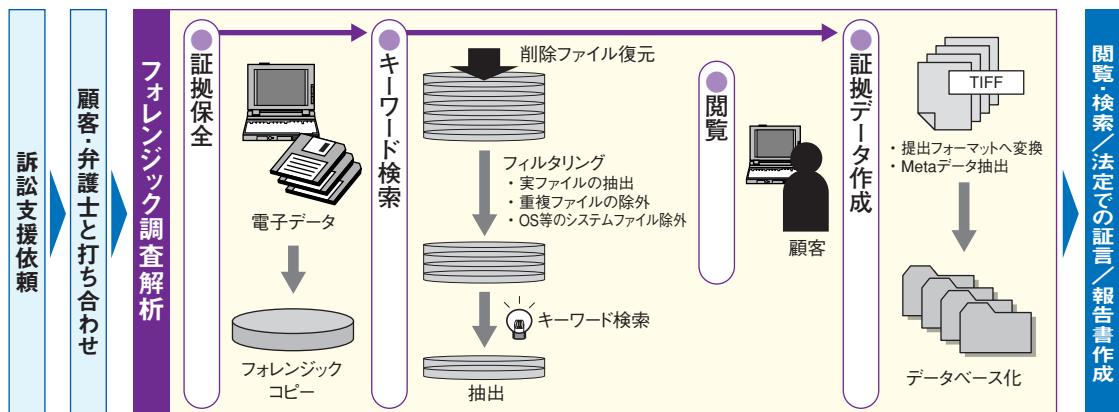
3. 解析

解析作業では、保全したデータを改変が無いように解析専用の機器に接続し、専用のソフトウェアを用いて、電子データの内容を調べていきます。ここではインタビューの内容に従って使用者がどの様にPCを利用していたかの時系列的調査や証拠データにたどり着くために必要なキーワード検索を行います。

4. 報告書作成・調査結果報告

解析の内容・結果を正確に顧客に伝えるために、報告書を作成します。作成した報告書は、例えばWinny等による情報漏えいの場合には漏えいした情報の具体的な内容を特定し、また意図的な不正行為の場合には、不正行為を行なった者を特定し、法的措置を講じる際の証拠資料とするなどの用途に使われます。

ディスカバリ（証拠開示）支援サービスの流れ



1. 顧客・弁護士との打ち合わせ

訴訟支援の依頼を受けると当社は訴訟の内容と証拠保全の対象数（PCの数や書類の量）を確認し、訴訟に必要なファイルを検索するためのキーワード及び期限を確認するために顧客及び担当弁護士と打ち合わせを行います。

2. 証拠保全

証拠保全のステップでは対象のパソコンより証拠データをコピーします。作業は顧客の事業所で行う場合と対象PCを当社フォレンジックラボに持ち帰りその後コピーを行う2つの方法があります。また本ステップで最も重要な事は、データを改変させることにより証拠性を保つ事、及びスピーディーに証拠保全する事にあります。

3. キーワード検索

対象データに対して適切な検索試行を行い、訴訟に必要なデータを効率的に抽出します。

4. 証拠データ作成

検索で得られた結果は、Tiffファイル（※1）とメタデータ（※2）に変換し、訴訟用データベース化することで専用のソフトウェアにて閲覧できるようになります。日本語が直接読み込めない訴訟用の閲覧ソフトが多い中、当社では日本語に対応できるよう独自に手直しし、訴訟データとして容易に閲覧できる形で顧客や弁護士に提出します。

※1 Tiffファイル：閲覧用のファイル形式 ※2 メタデータ：ファイルの作成日や作成者などの情報

②フォレンジックツール販売

当社では、顧客がコンピュータフォレンジック調査を行う上で必要なハードウェア及びソフトウェアを販売しており、コンピュータフォレンジックに関する、証拠取得・解析・フォレンジックラボ設置までの様々なニーズに対応可能な各種フォレンジックツールを提供しています。

③フォレンジックトレーニング

コンピュータフォレンジックを行うには、実践的な知識と技術の習得が必要です。当社では、コンピュータフォレンジック技術者を養成するための各種トレーニングを、年間を通して実施しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の用途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式	5
2. 売出しの条件	6
第3 募集又は売出しに関する特別記載事項	7
第二部 企業情報	8
第1 企業の概況	8
1. 主要な経営指標等の推移	8
2. 沿革	9
3. 事業の内容	10
4. 関係会社の状況	14
5. 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1. 業績等の概要	15
2. 生産、受注及び販売の状況	17
3. 対処すべき課題	18
4. 事業等のリスク	19
5. 経営上の重要な契約等	25
6. 研究開発活動	26
7. 財政状態及び経営成績の分析	27
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
2. 自己株式の取得等の状況	43
3. 配当政策	43
4. 株価の推移	43
5. 役員の状況	44
6. コーポレート・ガバナンスの状況	46

第5 経理の状況	48
財務諸表等	49
(1) 財務諸表	49
(2) 主な資産及び負債の内容	83
(3) その他	85
第6 提出会社の株式事務の概要	105
第7 提出会社の参考情報	106
1. 提出会社の親会社等の情報	106
2. その他の参考情報	106
第四部 株式公開情報	107
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	107
第2 第三者割当等の概況	109
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	109
2. 取得者の概況	112
3. 取得者の株式等の移動状況	116
第3 株主の状況	117
[監査報告書]	119

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成19年5月28日	
【会社名】	株式会社U B I C	
【英訳名】	UBIC, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 守本 正宏	
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目12番23号	
【電話番号】	(03) 5463-6344 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 戸越 一成	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目12番23号	
【電話番号】	(03) 5463-6344 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 戸越 一成	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 501,500,000円 売出金額 ブックビルディング方式による売出し 590,000,000円	
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額) であり、売出金額 は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数 (株)
普通株式	59,000 (注) 2.

(注) 1. 平成19年5月28日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成19年6月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2 【募集の方法】

平成19年6月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成19年6月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数 (株)	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	59,000	501,500,000	250,750,000
計（総発行株式）	59,000	501,500,000	250,750,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額（発行価額）の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社法上の払込金額（発行価額）の総額（見込額）の2分の1相当額を資本に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（10,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は590,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 2.	10	自 平成19年6月19日(火) 至 平成19年6月21日(木)	未定 (注) 3.	平成19年6月25日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成19年6月7日に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年6月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成19年6月7日開催予定の取締役会において、会社法上の払込金額（発行価額）、増加する資本金（資本組入額）及び資本準備金に関する事項を決定する予定であります。また「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（発行価額）及び平成19年6月15日に決定する予定の発行価格と引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
4. 株券受渡期日は、平成19年6月26日（火）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
6. 申込みに先立ち、平成19年6月11日から平成19年6月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。
7. 引受価額が会社法上の払込金額（発行価額）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店	東京都港区港南二丁目16番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号		
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	未定	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
GMOインターネット証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町26番1号		
計	—	59,000	—

(注) 1. 平成19年6月7日(木)開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成19年6月15日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、500株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
545,750,000	18,000,000	527,750,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（10,000円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないとため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額527,750千円については、設備投資358,107千円、広告宣伝・販売促進費89,300千円及び人材採用費等75,000千円に充て、残額については運転資金に充当する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式】

平成19年6月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「本売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	59,000	590,000,000	東京都品川区東五反田二丁目7番8号 株式会社フォーカスシステムズ 29,000株 東京都港区港南二丁目10番23-307号 守本正宏 22,000株 千葉県成田市公津の杜二丁目33番1-306号 池上成朝 4,000株 神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目7番9-506号 戸越一成 4,000株
計(総売出株式)	—	59,000	590,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、本売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（10,000円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

2 【売出しの条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受 付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成19年 6月19日(火) 至 平成19年 6月21日(木)	10	未定 (注) 2.	引受人 の本支 店及び 営業所	東京都千代田区丸の内二丁目 4番1号 三菱UFJ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 本売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、本売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成19年6月15日）に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、引受人の買取引受による売出しへ中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。
5. 株券受渡期日は、上場（売買開始）日（平成19年6月26日（火））の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)6. に記載した販売方針と同様であります。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式株券について、三菱UFJ証券株式会社を主幹事証券会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成16年7月	平成17年3月	平成18年3月
売上高 (千円)	2,650	7,931	190,933
経常損失 (千円)	15,557	43,168	59,665
当期純損失 (千円)	15,557	42,754	59,955
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	19,500	115,000	158,250
発行済株式総数 (千株)	39	230	403
純資産額 (千円)	3,942	56,688	83,232
総資産額 (千円)	46,504	155,895	211,228
1株当たり純資産額 (円)	101.09	246.47	206.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額 (円)	774.51	737.09	191.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.5	36.4	39.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△41,743	△113,462
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△21,576	△55,288
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	144,272	78,514
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	125,845	35,608
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1 (—)	4 (—)	15 (2)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第1期の売上高においては、消費税等が含まれております。第2期以降の売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第 2 期及び第 3 期の財務諸表については、証券取引法第193条の 2 の規定に基づき、あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第 1 期の財務諸表に関しては、監査を受けておりません。
9. 第 1 期は設立初年度であるため会計期間が平成15年 8 月 8 日から平成16年 7 月 31 日までとなっております。また第 2 期は決算期変更のため、会計期間は平成16年 8 月 1 日から平成17年 3 月 31 日までとなっております。
10. 当社は設立が平成15年 8 月 8 日であるため、経営指標等の推移は 3 期分を記載しております。

2 【沿革】

年月	事項
平成15年 8 月	東京都港区赤坂において株式会社Universal Business Incubatorsを資本金1,000千円で設立
平成16年 4 月	本社を東京都港区高輪三丁目25番27号に移転
平成16年 6 月	米国フォレンジックツール開発企業であるIntelligent Computer Solutions, Inc. 及び Access Data Corp. の 2 社よりフォレンジック関連ツールの日本国内における独占輸入販売権を取得
平成16年 8 月	商号を株式会社UBICに変更し、コンピュータフォレンジック専門企業となる
平成16年 8 月	フォレンジックツール販売開始
平成16年 8 月	本社を東京都港区港南二丁目 4 番 7 号に移転
平成16年11月	米国フォレンジックツール開発企業であるDigital Intelligence, Inc. よりフォレンジック関連ツールの日本国内における独占輸入販売権を取得
平成17年 4 月	本社を東京都港区港南二丁目12番23号に移転
平成17年 5 月	フォレンジックラボを構築
平成17年 6 月	コンピュータフォレンジックサービス [コンピュータフォレンジック調査サービス・ディスカバリ (証拠開示) 支援サービス] 開始

3 【事業の内容】

当社は、コンピュータフォレンジックと呼ばれる分野の事業を行っています。

コンピュータフォレンジックとは、インシデント・レスポンス（※）や法的紛争・訴訟に際し、電子データの証拠保全及び調査・分析を行い、電子データの改ざん、毀損等についての分析・情報収集等を行う一連の科学的調査手法・技術をいいます。

※ インシデント・レスポンス

コンピュータやネットワーク等の資源及び環境の不正使用、サービス妨害行為、データの破壊、意図しない情報の開示、並びにそれらに至るための行為（事象）等への事後対応等をいう。

当社の事業内容は次のとおりであります。

(1) コンピュータフォレンジックサービス

顧客からの依頼に基づき、当社がコンピュータフォレンジックを用いてサービスを行います。コンピュータフォレンジック調査と訴訟におけるディスカバリ（証拠開示）の支援を行う2つのサービスがあります。

①コンピュータフォレンジック調査サービス

コンピュータフォレンジック調査サービスは、情報漏えいや内部不正などの問題が生じた際に、顧客からの依頼を受けて提供されたパソコン等をいつ、誰が、なぜ、どのようなことをしたのか等、不正調査の観点から調査し調査結果を顧客へ報告するサービスです。端末PCからサーバーに至るまでさまざまなデジタルデバイスの中にある膨大なデータの中から証拠として必要なデータを限られた時間の中で抽出し調査することで、顧客はインシデントの全容を把握でき、情報開示によりステークホルダーに対しての説明責任を速やか且つ正確に果たすことが可能となります。また、調査結果は原因となった対象者の処分の検討材料や、捜査や訴訟における証拠データとしても使用することが可能となります。

コンピュータフォレンジック調査は、時間効率性、コスト対効果、第三者的公正性等、様々な要素において専門機関へ依頼するメリットが大きく、このニーズに応えうるのが当社のコンピュータフォレンジック調査サービスです。

②ディスカバリ（証拠開示）支援サービス

当社のディスカバリ（証拠開示）支援サービスとは、米国の訴訟において、裁判の審理の前にお互いが証拠を開示して、争点の整理を行う際に、顧客や弁護士から依頼を受け、証拠となりうる電子データを適切な手続きに則り、裁判上の決められた期日までに提出できるように支援を行うサービスです。

このディスカバリは従来、書面にて行われていました。しかし、コンピュータが普及してくると、それに伴いデータが電子化され、次第に電子データによる証拠開示が慣習化してきました。このような状況から、平成18年12月1日に米国連邦民事訴訟規則が改正になり、ディスカバリにおいて電子データの証拠開示が義務付けられました。

日本企業のうち米国に進出している企業は、この訴訟に対応する機会が増加しています。特に米国には、パテントトロールとよばれる特許侵害の訴訟を専門に行う会社が存在し、クラスアクションとよばれる集団訴訟などが発生しやすい環境にあり、特許訴訟やPL訴訟などを日本企業が受ける機会が多くなっています。

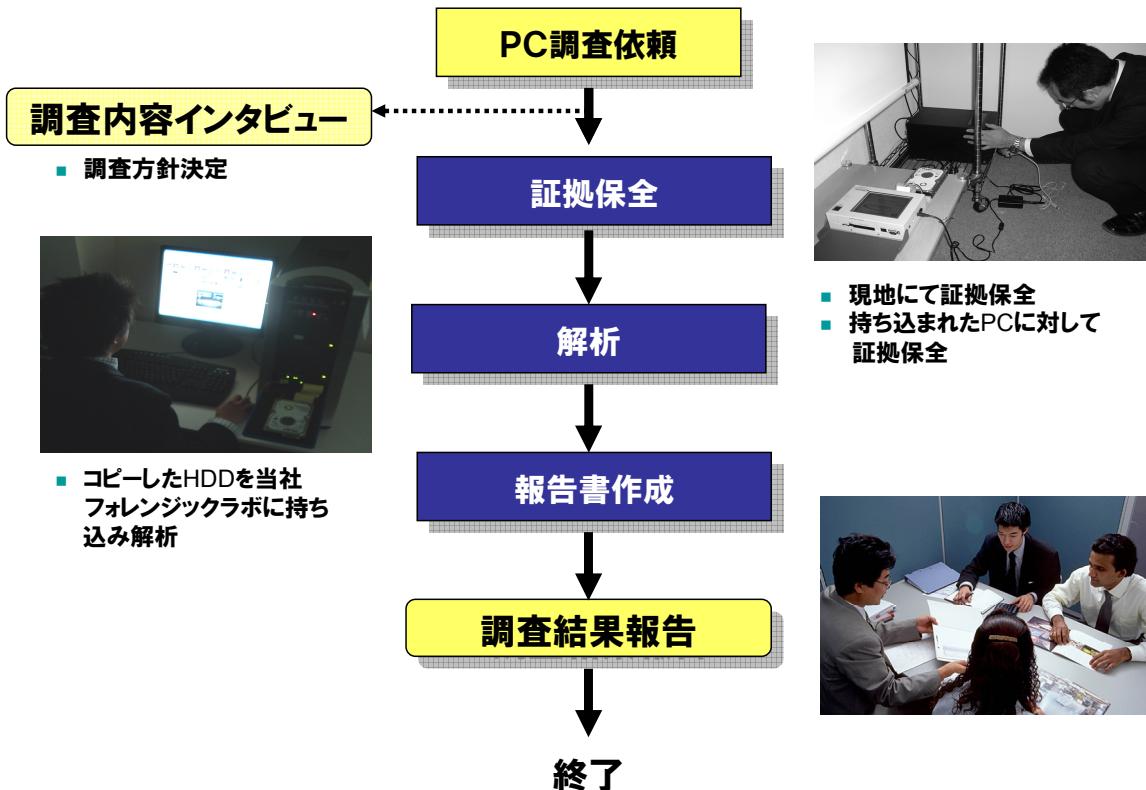
電子データの証拠開示は、限られたスケジュールの中で適切にかつ効率的に行うことが求められており、

- ・弁護士と交渉し、顧客のニーズを把握するノウハウ
- ・フォレンジックツールを状況に応じて複合的に扱う技術
- ・経験に基づく適切なキーワードの選定とそれらを組み合わせた絞り込み検索等のノウハウ
- ・大量の電子データを安全な環境で処理することが可能なフォレンジックラボ設備の保持

等が必要となります。

もし、要求された証拠データを開示できなかつたり不必要なデータまでを開示してしまった場合、企業にとって訴訟上不利な状況を生みだすことに繋がります。このように米国の訴訟において、顧客が不利益を被ることのないよう、当社が顧客の電子データの証拠開示に対応します。

(コンピュータフォレンジック調査サービスの流れ)



1. 調査内容インタビュー

顧客より調査依頼を受け、顧客と面会し、調査内容に関するインタビューを行います。PCデータは膨大であり、調査するエリアを絞りかつ効率的に調査を行うために顧客より詳細に調査内容をヒアリングし、コンピュータ調査において最も明らかにしたい事項について、調査方針を決定します。

2. 証拠保全

証拠保全のステップでは対象のパソコンより証拠データをコピーします。作業は顧客の事業所で行う場合と対象PCを当社フォレンジックラボに持ち帰りその後コピーを行う2つの方法があります。サーバーなどの稼動中の機器から保全を行う場合は顧客のサーバルームでの作業になります。PCやサーバーの中には様々な種類のHDD（※）が存在しますので、保全技術者はそのどれにでも対応できるだけの機器と手順を複数準備しています。また本ステップで最も重要な事は、標準化した手法を用いて証拠データを改変させないことにより証拠性を保つ事、及び速やかに証拠保全する事にあります。

※ HDD

ハードディスクドライブ（Hard Disk Drive）の略。磁気記憶媒体のハードディスク（磁性体を塗布した円盤と磁気ヘッドなどの読み書きシステムをひとつにおさめた記憶装置）を読み込むための装置を指す。ハードディスクはディスクとドライブ（読み取り装置）を分解できないような作りになっているため、本来は読み取り装置を指す「HDD」の語が、記憶メディアとしてのハードディスクの同意語として扱われている。

3. 解析

解析作業では、保全したデータを改変が無いように解析専用の機器に接続し、専用のソフトウェアを用いて、電子データの内容を調べていきます。ここではインタビューの内容に従って使用者がどの様にPCを利用していったかの時系列的調査や証拠データにたどり着くために必要なキーワード検索を行います。キーワード検索を正確に行う為に表計算ソフトや電子メールソフト等様々なタイプのファイル形式を、検索に適したテキストタイプのファイル形式へ変換する作業も解析作業の中に含まれます。こうした作業を行う事により膨大な電子メールや、共有ファイルの中から事件に関連したデータへ効率的にたどり着くことができます。

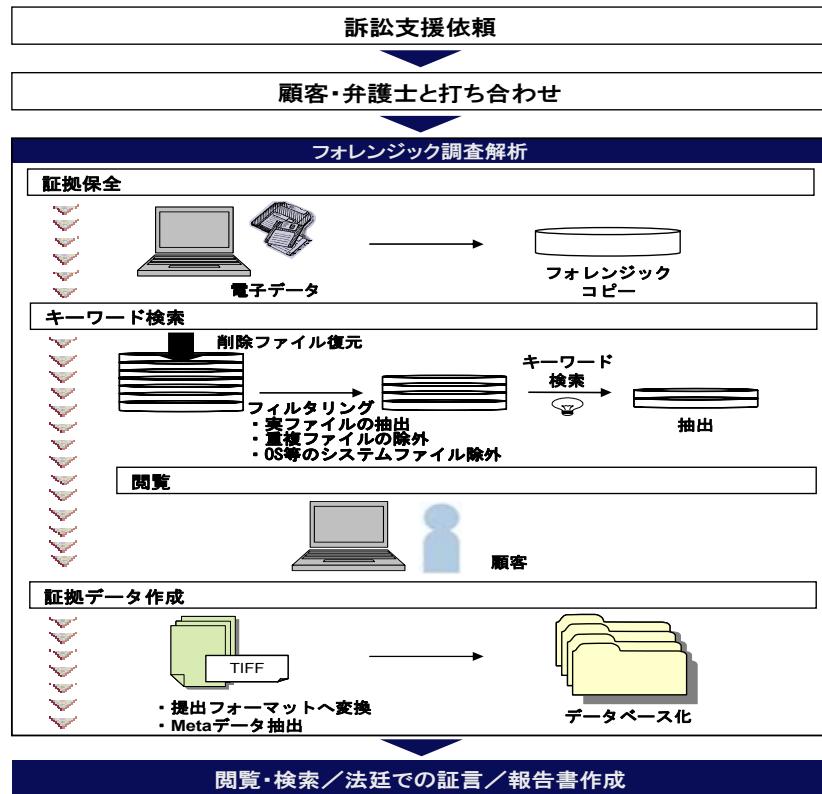
4. 報告書作成・調査結果報告

解析の内容・結果を正確に顧客に伝えるために、報告書を作成します。報告書作成には対象者の心理とPCの使用履歴の紐付けなど、単にコンピュータサイエンスだけでなく不正調査の技術や高い経験値が要求されます。作成した報告書は、例えばWinny（※）等による情報漏えいの場合には漏えいした情報の具体的な内容を特定し、また意図的な不正行為の場合には、不正行為を行なった者を特定し、法的措置を講じる際の証拠資料とするなどの用途に使われます。

※ Winny

インターネットを介して、不特定多数のユーザ間でファイル交換を可能とするソフトウェア。WinnyをインストールしているPCがコンピュータウイルスに感染すると、PC内の送受信メールやデータファイル等が勝手に公開され、これにより世界中のWinny利用者が入手できる状態となる。

(ディスカバリ (証拠開示) 支援サービスの流れ)



1. 顧客・弁護士との打ち合わせ

顧客や法律事務所より訴訟支援の依頼を受けます。訴訟において開示する電子情報の内容については、弁護士を通じて顧客と訴訟の相手方との間で取り決められます。当社は、訴訟の内容と証拠保全の対象数（P Cの数や書類の量）を確認し、訴訟に必要なファイルを検索するためのキーワード、スケジュールの詳細に関して、顧客及び担当弁護士と打ち合わせを行います。

2. 証拠保全

証拠保全のステップでは対象のパソコンより証拠データをコピーします。作業は顧客の事業所で行う場合と対象P Cを当社フォレンジックラボに持ち帰りその後コピーを行う2つの方法があります。サーバーなどの稼動中の機器から保全を行う場合は顧客のサーバルームでの作業になります。P Cやサーバーの中には様々な種類のH D Dが存在しますので、保全技術者はそのどれにでも対応できるだけの機器と手順を複数準備しています。また本ステップで最も重要な事は、標準化した手法を用いて証拠データを改変させないことにより証拠性を保つ事、及び速やかに証拠保全する事にあります。

3. キーワード検索

証拠保全された電子データは膨大な量であり、そのままでは証拠開示に対応できません。そこで、証拠保全された電子データから重複ファイルやプログラムファイルなどの不要なデータを除外し、更に証拠として必要なデータを絞り込むためのキーワード検索を行います。

ここでは、要求された証拠データを開示できなかつたり不必要的データまでを開示してしまい訴訟上不利益を被ってしまうことを未然に防ぐために、対象データに対して適切な検索試行を行い、訴訟に必要なデータを過不足なく絞り込むことが重要となります。そうして抽出したデータは、最終的に顧客や弁護士からのチェックを受けます。

4. 証拠データ作成

検索で得られた結果は、Tiffファイル（※1.）と、メタデータ（※2.）に変換し、訴訟用データベース化することで専用のソフトウェアにて閲覧できるようになります。米国の訴訟用閲覧ソフトでは日本語が直接読み込めないため、当社ではデータを日本語に対応できるよう独自に手直しし、証拠データとして容易に閲覧できる形で顧客や弁護士に提出します。

訴訟は長期にわたる事が多く、その後も新たな条件でのデータ提出の要求に備えるため、証拠データは当社フォレンジックラボにて厳重保管されます。

※1. Tiffファイル

画像データのファイル形式の一種。記録形式の異なる様々なファイルを保存できることを特徴とする。

※2. メタデータ

あるデータに関する情報を持ったデータのことを指す。データそのものではなく、データについてのデータであるため、メタ（上位の）データと呼ばれる。記載される主な情報としては、著者、作成日、文書タイトル、著作権情報や関連キーワードなどが挙げられる。

(2) フォレンジックツール販売

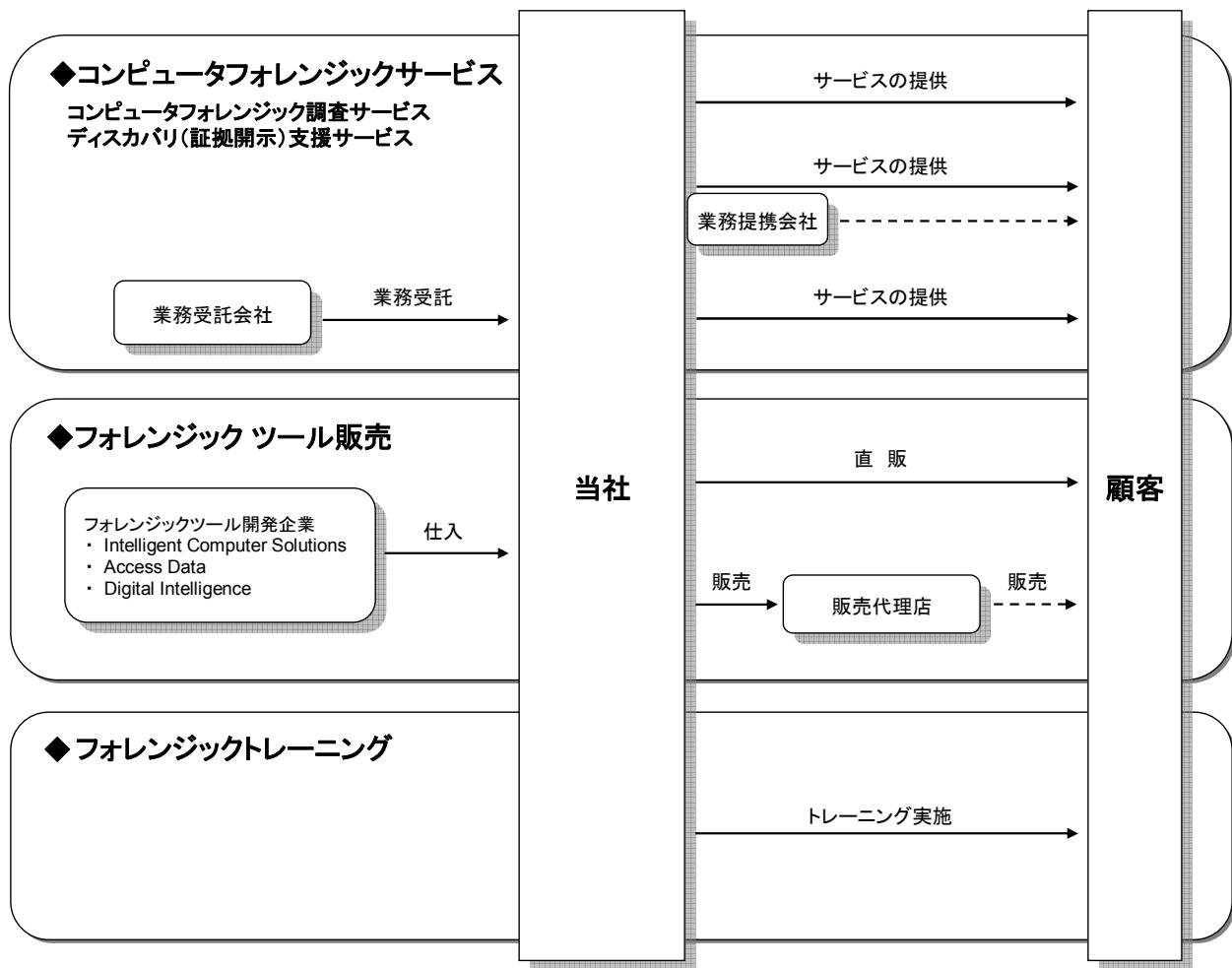
当社では、顧客がコンピュータフォレンジック調査を行う上で必要なハードウェア及びソフトウェアを販売しております。コンピュータフォレンジックに関する、証拠取得・解析・フォレンジックラボ設置までの様々なニーズに対応可能な各種フォレンジックツールを提供しています。当社が販売するフォレンジックツールは、日本での独占輸入販売権により、パソコン内の証拠保全のためのハードウェアは米国Intelligent Computer Solutions, Inc. から、パソコン解析のためのソフトウェアは米国AccessData Corp. から、解析用パソコンやサーバーについては米国Digital Intelligence, Inc. からそれぞれ輸入し、販売しております。

(3) フォレンジックトレーニング

コンピュータフォレンジックを行うには、実践的な知識と技術の習得が必要です。そのため、顧客がこれを自ら行う場合には、コンピュータフォレンジックに関するトレーニングが必要になります。当社では、コンピュータフォレンジックを行うための基礎知識から、実際の証拠取得・解析・フォレンジックラボ運用に至るまで、コンピュータフォレンジック技術者を養成するための各種トレーニングを、年間を通して実施しております。また国内で最初にフォレンジック調査士の資格認定事業を開始しました。

【事業系統図】

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

第3期事業年度において、該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年4月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
21 (1)	31.7	1.0	5,129,373

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含みます。）は、最近1年間の

平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が前期末に比べ、6名増加しておりますのは、業務の拡大によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第3期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当事業年度のわが国経済は、バブル後の負の遺産の処理が済み、IT関連分野を中心に景気回復を続けています。このような経済状況のもと、当社では、フォレンジックツールの日本語化を完了し、警察庁をはじめとした官公庁への納入を果たしました。また、平成17年5月にフォレンジックラボを構築し、フォレンジックツールの販売だけではなく、PCの調査サービス、ディスカバリ（証拠開示）支援サービスを開始いたしました。

その結果、当事業年度の業績は売上高190,933千円となりましたが、コンピュータフォレンジックの認知度がまだ低いことから利益の計上には至らず、営業損失58,243千円、経常損失59,665千円、当期純損失59,955千円となりました。

各事業の状況は、コンピュータフォレンジックサービス事業は売上高が45,729千円、フォレンジックツール販売事業は売上高が125,819千円、フォレンジックトレーニング事業は売上高が18,575千円となり、その他にフォレンジックツールの保守契約からの収入による売上高が809千円となりました。

なお、当社は第2期において決算期を従来の7月末日から3月末日に変更しており、第2期の会計期間が8ヶ月となっております。このため前年同期比の記載は省略しております。

第4期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間会計期間におけるわが国の経済は、企業収益の改善により民間設備投資が増加していることに加え、雇用情勢の改善、輸出の増加等緩やかな上昇傾向にあり、景気回復の兆しが見られましたものの、原油価格高騰の長期化などにより、消費動向は本格的な回復には至らず、依然として予断を許さない経営環境が続いております。

このような状況の中、当中間会計期間の売上高は、185,766千円、営業利益25,771千円、経常利益は25,911千円、中間純利益は25,766千円となりました。主な要因については、以下のように分析しております。

売上高につきましては、情報漏えい関連の様々な事件が起き、コンピュータフォレンジックに関する報道も増えたことで認知度が上がり、フォレンジックツール販売事業、コンピュータフォレンジックサービス事業を中心に販売実績を伸ばしました。当中間会計期間の販売実績は全体として185,766千円となり、第3期事業年度通期の販売実績190,933千円に迫る実績となりました。

売上原価につきましては、原価率の高いフォレンジックツールの販売が多かった前年同期に比べ、当中間会計期間は事業の主力を原価率の低いコンピュータフォレンジック調査サービス、ディスカバリ（証拠開示）支援サービス等の役務提供においていたため、売上原価率は30.5%に低下しております。

各事業の状況は以下のとおりになります。

コンピュータフォレンジックサービス事業は、コンピュータフォレンジック調査サービスが増えたことに加え、ディスカバリ（証拠開示）支援サービスも本格的に開始したため、売上高が88,486千円となりました。

フォレンジックツール販売事業は、コンピュータフォレンジックの認知度が上がったことで、公官庁関係への販売のみならず、民間企業への販売も増加し、売上高が89,451千円となりました。

フォレンジックトレーニング事業は、コンピュータフォレンジック関連ソフトを導入した警察等公官庁関係者による受講が増えたため、売上高が6,470千円となりました。

その他に、コンサルティングやフォレンジックツールの保守契約からの収入による売上高が1,358千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第3期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、株式の発行による収入があったものの、税引前当期純損失が59,665千円となり、売上債権の増加、有形固定資産の支出等の要因により前事業年度末に比べ90,236千円減少し、当事業年度末には35,608千円となりました。

また、当事業年度中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は113,462千円となりました。これは主に税引前当期純損失の計上と売上債権の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は55,288千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は78,514千円となりました。これは主に株式の発行によるものであります。

なお、当社は第2期において決算期を従来の7月末日から3月末日に変更しており、第2期の会計期間が8ヶ月となっております。このため前年同期比の記載は省略しております。

第4期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、固定資産の取得に伴う支出等がありました。税引前中間純利益が25,911千円あり、これに加え、借入金、株式の発行による収入があったことから、当中間会計期間末には120,135千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は53,159千円となりました。これはたな卸資産の増加に伴う支出が11,683千円となったものの、税引前中間純利益が25,911千円となり、売上債権の減少に伴う収入が35,103千円となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、13,822千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出が9,077千円、無形固定資産の取得による支出が4,734千円となったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は、45,190千円となりました。これは、借入金の返済による支出が14,580千円であったものの、長期借入れによる収入が30,000千円、新株の発行による収入が29,770千円あったためであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業内容は、主にフォレンジックツールの販売、コンピュータフォレンジックサービスの提供であり、生産実績は該当はありません。

(2) 商品仕入実績

第3期事業年度及び第4期中間会計期間の商品仕入実績は、次のとおりであります。

品目別	第3期事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
フォレンジックツール	59,005	—	51,438
合計	59,005	—	51,438

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第2期において決算期を従来の7月末日から3月末日に変更しており、第2期の会計期間が8ヶ月となっております。このため前年同期比の記載は省略しております。

(3) 受注状況

当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

第3期事業年度及び第4期中間会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

品目別	第3期事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
コンピュータフォレンジックサービス	コンピュータフォレンジック調査サービス	34,948	—
	ディスカバリ(証拠開示)支援サービス	10,781	—
フォレンジックツール販売	125,819	—	89,451
フォレンジックトレーニング	18,575	—	6,470
その他	809	—	1,358
合計	190,933	—	185,766

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第2期において決算期を従来の7月末日から3月末日に変更しており、第2期の会計期間が8ヶ月となっております。このため前年同期比の記載は省略しております。

3. 最近2事業年度及び第4期中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第2期		第3期		第4期中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社フォーカスシステムズ	6,701	84.5	24,502	12.8	25,752	13.8
株式会社シーフォーセールスサポート	—	—	64,000	33.5	24,388	13.1
日本ガイシ株式会社	—	—	11,131	5.8	25,090	13.5

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 株式会社シーフォーセールスサポートは、平成18年5月22日に株式会社セーフリードより社名を変更しております。なお、同社は、平成19年3月31日をもって解散しております。

3 【対処すべき課題】

現在当社は、コンピュータフォレンジックに関する事業を中心に事業展開を進めておりますが、コンピュータフォレンジックのリーディングカンパニーとしての地位を確立するためには、次の項目を課題として認識しております。

(1) コンピュータフォレンジックの認知度について

平成17年4月に施行された個人情報の保護に関する法律や平成20年施行予定の金融商品取引法（通称：J-SOX法）等により、企業においてコンプライアンスの関心が高まっております。例えば、一部の大企業においてはコンピュータフォレンジックの導入によって、内部情報漏えいや電子データを介した内部不正を行った者は摘発できることを従業員に周知し、不正の抑止を図る等の事例も見られます。このようにコンピュータフォレンジックはコンプライアンスに有効であることが認識されつつありますが、コンピュータフォレンジックという言葉自体がまだ一般的でなく、またコンピュータフォレンジックが企業のコンプライアンス上有効であるという認知度がまだ十分ではないと認識しております。

そのため、コンピュータフォレンジックに関するセミナーを定期的に開催し、展示会等に積極的に参加するとともに、デジタルフォレンジック研究会等の関連団体も活用して、コンピュータフォレンジックの存在を広く認知させていく必要があります。

(2) 人材の確保及び育成について

当社は、コンピュータフォレンジックサービスを行うにあたり優れた能力を持つ新たな人材を確保し、雇用の維持をすることにより増加する案件に対応する必要があります。しかし、優れた能力を持つ人材の数は限られており、こうした人材を確保することは容易ではありません。そこで、教育訓練等による高い技術を持つ人材の育成も必要となります。当社が顧客に対し、高いレベルのサービスを提供するには、優秀な人材の確保及び雇用維持並びに教育訓練等による技術、知識の習得は重要な課題となると認識しております。

(3) 営業体制の強化

当社は、設立後、第1期及び第2期の間はコンピュータフォレンジック製品の日本語化に専念することで、営業活動はほとんどしておりませんでしたが、第3期において、フォレンジックツールの販売活動を開始しました。また第3期において、フォレンジックラボの構築により、コンピュータフォレンジックサービスを行う体制も整ったことで、米国資本の大手調査機関から業務を受託するなどの実績ができましたが、営業体制としては十分ではありません。

従って今後、大手弁護士事務所や大手調査会社との業務提携を進めるとともに、顧客となる大手企業に対する営業活動へ注力するなど、更に営業活動全般を強化させていく必要があります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではあります。また、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で、行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクすべてを網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 事業環境に関する事項

(1) コンピュータフォレンジックの市場環境について

当社が提供するコンピュータフォレンジックに関するサービスの中で、主要なサービスであるディスカバリ（証拠開示）支援サービスにかかる市場は、①米国連邦民事訴訟規則の改正において電子データの証拠提出が規則化されたこと、②電子データの証拠開示に関しては紙媒体の証拠開示と比べ複雑であるため、第三者専門機関に依頼することが通例となり始めていること、などから2008年には米国において3,000億円を超える市場に成長すると予測されています（2006年 Socha consulting より）。当社は、米国に拠点を置く日本企業を軸に、サービスを提供していることから、米国の市場の需要規模の拡大が予測通りでない場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社はコンピュータフォレンジックに関する事業を行っておりますが、現在のところ、当社が事業を展開するにあたり、法的な規制は受けておりません。しかしながら、当社は米国における訴訟制度に基づくディスカバリ（証拠開示）支援サービスを行っており、今後、米国における訴訟関係の法律、法令が変更された場合、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、日本国内において新たな規制法規が制定された場合に、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合について

現状、当社は日本におけるフォレンジック専業企業の草分けとして、ノウハウや実績において他社を先行していると思われ、その差を更に広げるべく努力しております。端末に対するコンピュータフォレンジック事業を行っている企業は、現在、日本国内においては多くありませんが、今後はコンピュータフォレンジックが認知され、業界の市場規模が拡大することにより日本国内企業の新規参入や、コンピュータフォレンジック先進国である米国をはじめとする海外企業が日本へ進出してくる可能性があります。しかしながら、他社がノウハウを蓄積し、それに対し当社が差別化を図れなかった場合には当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 技術革新について

当社は、コンピュータのユーザーとして常に米国フォレンジックツール開発ベンダーとの情報共有を密にし、コンピュータ技術の動向を注視しています。しかしながら、コンピュータの技術革新に対して、当社の扱うフォレンジックツール及び当社の技術ノウハウが適用できない場合、サービスの提供に影響を及ぼす可能性があり、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 事業所の一極集中について

当社は東京都港区1箇所に本社機能及び事業所（フォレンジック専用ルーム「フォレンジックラボ」を含む）を構えております。このため、地震、落雷、風水害その他自然災害等の発生により、本社機能及び事業所の両方が同時に災害等を被った場合には、コンピュータフォレンジックサービスを停止せざるを得ない恐れがあり、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

2. 事業特性に関する事項

(1) 情報の管理について

当社の事業では、コンピュータフォレンジックという事業の特性上、コンピュータの調査の際に顧客企業の重要な情報を保有することとなるため、高度な情報の管理が求められています。そのため、フォレンジック専用ルーム(フォレンジックラボ)を設置し、指紋認証や入室申請書による入室管理の徹底、耐火金庫による調査データの保管、外部と隔離されたネットワークの構築等により安全な作業環境を確保しております。また、当社では、コンピュータシステム上のセキュリティを強化し、情報資産管理細則を定めて運用するなどして情報保護のための社内体制を整備するとともに、当社サイト上に個人情報保護ポリシーを掲示して当社の取り組みを明示しております。また当社の全ての従業員との間においては個人情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、さらに退職後も個別に同契約を締結して、個人情報を含む機密情報の漏えいの未然防止に努めています。

さらに、当社は、個人情報をも含めた重要な業務管理情報についてID及びパスワードによって管理すると共にインターネットを通じた外部からのアクセスによる情報流出の防止策を採用しております。

しかしながら、なんらかの事情により今後、情報の流出による問題が発生した場合、当社への損害賠償請求や信用の低下等により、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は、平成19年4月30日現在、取締役4名、監査役3名、従業員21名と小規模組織で事業展開しており、内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。今後は事業拡大と共に人材の育成・増強と内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。

しかしながら、人材の育成・増強及び管理面の強化が予定どおり進まなかった場合、又は人材が社外に流出した場合には、当社の組織的な業務運営に支障が生じ、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の確保について

当社では、今後の業容拡大及び顧客ニーズの多様化に対応するべく、優秀な人材を引き続き確保することが事業のさらなる成長には必要であり、コンピュータフォレンジックに関する技術者の確保・育成を最重要課題としております。そのため、継続的かつ積極的な採用活動を行うと共に、社員教育体制の整備を進め、人材の定着を図るよう努めてまいります。

しかしながら、優秀な人材の確保が予定どおり進まなかった場合、また既存の主要な人材が社外に流出した場合には、当社の経営活動に支障が生じ、当社の事業及び当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 業績の推移について

当社は、事業領域をコンピュータフォレンジックに特化した比較的新しい事業を行っており、また、設立は平成15年8月と業歴が浅く、期間比較を行うための十分な数値が得られていません。従って、過年度の経営成績だけでは今後の当社の業績を判断する材料として不十分な面があると考えられます。

なお、第2期におきまして、決算期変更をしております。

最近4事業年度の経営成績の概要を記載すると以下のとおりです。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成16年7月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高(千円)	2,650	7,931	190,933	481,580
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△15,557	△43,168	△59,665	144,657
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△15,557	△42,754	△59,955	132,325
純資産額(千円)	3,942	56,688	83,232	275,558
総資産額(千円)	46,504	155,895	211,228	438,157

(注) 上記第2期及び第3期の数値については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あづさ監査法人の監査を受けておりますが、第1期につきましては当該監査を受けておりません。なお、第4期につきましては、提出日現在、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査は未了となっており、監査報告書は受領しておりません。

(5) 決算期変更について

当社は第2期（平成17年3月期）において、決算期を従来の7月31日から3月31日に変更しており、第2期の会計期間は8ヶ月となっております。従いまして、当社が決算期変更後において12ヶ月決算を実施するのは第3期（平成18年3月期）が初めてであり、現状では前期決算との適切な比較対照が困難であります。

従いまして、当社は投資家の理解に資するための情報を補足的に追加するために、「みなし損益計算書」を参考までに記載しております。なお、当該「みなし損益計算書」は、当社の平成16年4月1日から平成16年7月31日までの4ヶ月間の月次損益計算書を当社の第2期（自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日）の損益計算書に合算することにより作成しております。

また、当該「みなし損益計算書」の数値を基に、第3期及び第4期の主要な経営成績を参考までに掲げると以下のとおりです。

	みなし損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	第3期損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第4期損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
売上高（千円）	8,747	190,933	481,580
売上原価（千円）	5,253	86,282	117,613
売上総利益（千円）	3,494	104,651	363,967
販売費及び一般管理費（千円）	55,569	162,894	217,402
営業利益または営業損失（△）（千円）	△52,075	△58,243	146,565
営業外収益（千円）	274	2,517	903
営業外費用（千円）	1,323	3,938	2,811
経常利益または経常損失（△）（千円）	△53,123	△59,665	144,657
特別利益（千円）	772	—	—
特別損失（千円）	—	—	—
税引前当期純利益または税引前当期純損失（△）（千円）	△52,351	△59,665	144,657
法人税等（千円）	358	290	15,361
法人税等調整額（千円）	—	—	△3,029
当期純利益または当期純損失（△）（千円）	△52,709	△59,955	132,325

(注) 第3期の損益計算書に関しては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第2期のみなし損益計算書に関しては、監査を受けておりません。なお、第4期につきましては、提出日現在、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査は未了となっており、監査報告書は受領しておりません。

(6) 代表取締役社長守本正宏への依存について

当社の代表取締役社長である守本正宏は、当社の設立以来、経営方針や戦略の決定を始め、事業開発及びその遂行においてきわめて重要な役割を果たしております。当社では、役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 業績の季節変動について

当社の事業であるコンピュータフォレンジックは、情報漏えいや内部不正などの問題が生じた際に、顧客から提供されたパソコン等を調査・解析するサービスであり、特にフォレンジックツールの販売やフォレンジックトレーニングはその性質上、主に警察関係や防衛省を中心とした官公庁に対する販売が中心となっております。官公庁においては、各投資については年度予算化されているため、これらのサービスにおきましては、官公庁の会計年度中間期（9月）及び会計年度末（3月）に売上が集中する傾向が見られます。しかしながら、現時点においては、当社が設立後間もなく、成長過程にあり、さらにフォレンジックサービスの売上が増加していることもあり、当該季節変動が業績の変動として数字に現れる状況にありません。

(8) 経営上の重要な契約及び特定の仕入先への依存について

当社が販売、サービスに使用しているフォレンジックツールは、米国フォレンジックツール開発会社である米国Intelligent Computer Solutions社（以下ICS社という。）、米国Access Data社（以下AD社という。）及びDigital Intelligence 社（以下DI社という。）3社からの日本での独占輸入販売権に基づき、仕入れております。

また当社は、フォレンジックツール販売に係るフォレンジックツールの仕入れのほぼすべてを上記3社から行っており、依存度が高くなっています。ICS社、AD社、DI社の3社とは取引開始以来、良好な関係を継続しております今後も同取引を継続・拡大していく方針でありますが、自然災害や不測の事態等により、これらの仕入先から安定的な商品供給が受けられなくなり、かつ、速やかに代替先を確保することができなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

現在、当該独占輸入販売権は3年又は1年で自動更新する契約となっております。今後も当該販売権は自動更新される予定ではありますが、更新されない場合には、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 為替相場の変動について

当社のフォレンジックツールの仕入は、すべて米国企業からの輸入により行っており、今後も米国からの輸入に際しては、外貨建（米ドル）の取引を継続する予定です。そのため為替レートが急激に変動した場合、仕入原価の上昇や為替差損の発生により当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

3. 事業上重要な取引先に関する事項

株式会社フォーカスシステムズグループとの関係について

株式会社フォーカスシステムズは当社の特別利害関係者（大株主上位10名）に該当し、資本関係のみならず当社商品、サービスの売上においても重要な取引先であります。当社の事業立上げ期において、当社は営業チャネルが乏しかったことから、警察関係や防衛省へ営業チャネルを持つ株式会社フォーカスシステムズと、平成16年3月1日に販売代理店契約を締結し、同社を通じて営業を拡大してきました。

資金面においては、平成16年7月30日に発行した転換社債型新株予約権付社債40百万円、平成17年10月6日に発行した第三者割当増資のうち28,000株、14百万円の出資を同社から受けております。同社は平成18年11月24日に転換社債型新株予約権付社債を一部行使し、当社株式88,000株、発行済株式総数の18.6%を所有しております（他に潜在株式20,000株を所有）が、上場時の公募、売出しにより、同社の持分比率は15%未満となる見通しであります。

経営面においては、当社の独立性が阻害されることではなく、また当社の売上高の拡大及び取引先の拡大とともに、創業当時に比べ当社売上高全体に占める株式会社フォーカスシステムズに対する売上高の割合は大きく減少しております。

なお、当社は株式会社シーフォーセールスサポート（株式会社フォーカスシステムズの持分法適用関連会社である株式会社シーフォーテクノロジーの連結子会社）にも販売実績があり、サービスの売上においても重要な取引先でありますが、同様に当社の売上高の拡大及び取引先の拡大とともに、売上高全体に占める株式会社シーフォーセールスサポートに対する売上高の割合は大きく減少しております。

（参考）

〔販売実績〕

回次	第2期		第3期		第4期	
決算年月	平成17年3月		平成18年3月		平成19年3月	
相手先	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
株式会社フォーカスシステムズ	6,701	84.5	24,502	12.8	96,320	20.0
株式会社シーフォーセールスサポート	—	—	64,000	33.5	24,388	5.1

（注）株式会社シーフォーセールスサポートは、平成18年5月22日に株式会社セーフリードより社名を変更しております。なお、同社は平成19年3月31日をもって解散しております。

当社が、株式会社シーフォーセールスサポートと結んでいた販売委託契約は、平成19年3月30日付で同社の親会社である株式会社シーフォーテクノロジーに引き継がれております。

4. その他

(1) 新株予約権の行使による株式の希薄化について

当社は、旧商法280条ノ20及び旧商法280条ノ21の規定に従って、平成17年1月12日、平成17年12月20日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社役員及び従業員に対し、インセンティブを目的とした新株予約権を付与しております。平成19年4月30日現在、これらの新株予約権等による潜在株式数は、株式会社フォーカスシステムズが所有する潜在株式と合わせ76,800株であり、公募増資前の発行済株式総数473,000株の16.24%に相当しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、新株式が発行され株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、新株予約権の詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」をご参照下さい。

(2) 配当政策について

当社は、平成18年3月決算期末現在で未処理損失を計上（平成18年6月29日開催の定時株主総会に基づき、資本準備金を取り崩し一部解消）しております、配当は実施しておりません。

株主の皆様への利益還元につきましては、重要な経営課題と認識しております、第5期以降財務基盤の強化と内部留保を厚くすることでの企業価値向上という考えも念頭におきながら、経営成績及び財務状態を勘案しつつ、株主への利益配当を検討していく方針であります。

(3) 調達資金の使途について

当社が、今回計画している公募増資による調達資金については、事業拡大に備えた設備投資、人材の採用及び人材教育のための研修等に関する資金、知名度向上のための広告宣伝及び販促活動資金に充当する計画であります。しかしながら、当社を取り巻く外部環境に急激な変化が起きた場合には、事業計画の大幅な変更を余儀なくされ、当該調達資金の一部が上記以外の目的で使用される可能性があります。また、当該調達資金による投資が、期待どおりの成果をあげられない可能性もあります。

(4) 税務上の繰越欠損金について

当社は、設立初年度から税務上の繰越欠損金を有しております、本書提出日現在まで住民税の均等割及び事業税の外形標準課税部分のみの負担となっております。第4期中には現在存在する税務上の繰越欠損金が解消され、法人税、住民税及び事業税が発生するものと考えておりますが、この場合通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生し、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与えます。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 当社が独占販売権を受けている契約

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
Intelligent Computer Solutions, Inc.	米国	Intelligent Computer Solutions 社製フォレンジック関連ツールの 日本国内における独占販売権	平成16年6月22日から 平成19年6月21日まで 以後3年ごとの自動更新
Access Data Corp.	米国	Access Data社製フォレンジック関 連ツールの日本国内における独占 販売権	平成16年6月23日から 平成19年6月22日まで 以後3年ごとの自動更新
Digital Intelligence, Inc.	米国	Digital Intelligence社製フォレ ンジック関連ツールの日本国内に における独占販売権	平成17年10月19日から 平成18年10月18日まで 以後1年ごとの自動更新 (注)

(注) Digital Intelligence, Inc. とは、平成16年11月より1年ごとの自動更新にて独占販売契約を結んでおりま
したが、一部内容を改め、平成17年10月に再契約致しました。

(2) 当社が代理販売権を与えている契約

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
株式会社フォーカスシステムズ	日本	当社取扱フォレンジック関連ツー ル並びにフォレンジックサービス の販売委託契約	平成18年1月1日から 平成20年12月31日まで 以後1年ごとの自動更新
株式会社シーフォーセールス サポート	日本	当社取扱フォレンジック関連ツー ルの販売委託契約	平成18年3月10日から 平成19年7月22日まで

(注) 株式会社シーフォーセールスサポートは、平成18年5月22日に株式会社セーフリードより社名を変更してお
ります。なお、同社は平成19年3月31日をもって解散しております。当該契約は、平成19年3月30日付で同社の
親会社である株式会社シーフォーテクノロジーに引き継がれております。

(3) 当社が業務を受託している契約

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
クロール・インターナショナル・インク 日本支社	日本	当社取扱フォレンジックサービス の業務受託契約	平成19年2月1日から 平成20年1月31日まで 以後、両社合意の上、更新

6 【研究開発活動】

当社は、当社の主力製品であるフォレンジックツールについては米国フォレンジックツール開発企業3社より仕入れており、米国のツール開発企業に対し、日本語化するための協力は行いましたが、当社での開発はしておりません。

しかし、フォレンジックサービスに関しましては、第3期事業年度において、サービスをより効率よく行うため、フォレンジックサービスに使用するフォレンジックツールの比較検討テストを実施いたしました。そのための研究開発費の総額は80千円となっております。

尚、第4期中間会計期間において、該当はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用の数値に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在するため、見積もった数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

①貸倒引当金

当社は官公庁及び財務基盤が安定的な大企業への販売がほとんどであり、売掛金の貸倒が発生したことではなく貸倒実績がないため貸倒引当金を計上しておりません。ただし、将来において売掛金を回収できないような事態が生じた場合には、貸倒引当金を計上する可能性があります。

②賞与引当金

当社は従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込み額に基づく当期費用負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

なお、当該引当金は第3期において退職金規程を新たに制定したことによるものであります。

(2) 財政状態の分析

第3期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

①流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は140,129千円であり、主な科目としては売上高の増加に伴う売掛金94,414千円、現金及び預金35,608千円があります。

②固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は71,099千円であり、主な科目としては有形固定資産34,482千円、事務所移転等に伴う差入保証金34,177千円があります。

③流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は67,272千円であり、主な科目としては業容の拡大に伴う買掛金33,546千円、短期借入金20,000千円があります。

④固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は60,722千円であり、主な科目としては転換社債型新株予約権付社債40,000千円、長期借入金20,008千円があります。

⑤資本

当事業年度末における資本の残高は83,232千円であります。有償第三者割当増資により資本金及び資本剰余金の合計額が201,500千円となりました。また、利益剰余金△118,267千円を計上しております。

第4期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

①流動資産

当中間会計期間末における流動資産の残高は203,136千円であり、主な科目としては現金及び預金120,135千円、売掛金59,310千円があります。

②固定資産

当中間会計期間末における固定資産の残高は79,143千円であり、主な科目としては有形固定資産38,331千円、第3期の事務所移転等に伴う差入保証金34,177千円があります。

③流動負債

当中間会計期間末における流動負債の残高は64,923千円であり、主な科目としては買掛金21,427千円、一年内返済予定長期借入金14,892千円があります。

④固定負債

当中間会計期間末における固定負債の残高は78,356千円であり、主な科目としては転換社債型新株予約権付社債40,000千円、長期借入金37,612千円があります。

⑤純資産

当中間会計期間末における純資産の残高は138,999千円であります。有償第三者割当増資30,000千円を行ったものの、欠損填補のための資本剰余金の取り崩し43,250千円があつたため、資本金及び資本剰余金の合計額が188,250千円となりました。また、利益剰余金△49,250千円を計上しております。

(3) 経営成績の分析

第3期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

①売上高

当事業年度は、フォレンジックツールの販売に注力するとともに、当社内に日本で初となるフォレンジックラボを新設し、コンピュータフォレンジックサービスを開始いたしました。その結果、前事業年度の売上高7,931千円に対して、当事業年度の売上高は190,933千円となりました。この内訳は、コンピュータフォレンジックサービス事業45,729千円、フォレンジックツール販売事業125,819千円、フォレンジックトレーニング事業18,575千円、その他フォレンジックツールの保守契約からの収入が809千円です。売上高が大幅に伸長しましたのは、日本語化が完了したことと、本格的にフォレンジックツールを販売することができるようになったこと、フォレンジックラボ設立に伴いフォレンジックサービスを開始するようになったこと等によります。

②売上総利益

フォレンジックツール販売、フォレンジックトレーニングの他、コンピュータフォレンジックサービスを開始し、収益力を高めた結果、当事業年度の売上総利益は104,651千円となりました。

③販売費及び一般管理費

業容拡大に伴う人員増加、広告宣伝費用の増加により当事業年度の販売費及び一般管理費は162,894千円となりました。

④営業損失

上記の結果、当事業年度の営業損失は58,243千円となりました。

⑤営業外収益、営業外費用

当事業年度の営業外損益（営業外収益－営業外費用）は、△1,421千円となりました。

⑥経常損失

上記の結果、当事業年度の経常損失は59,665千円となりました。

⑦特別利益、特別損失

該当はありません。

⑧当期純損失

税引前当期純損失59,665千円から、法人税、住民税及び事業税290千円を差引き、当事業年度の当期純損失は59,955千円となりました。

なお、当社は第2期において決算期を従来の7月末日から3月末日に変更しており、第2期の会計期間が8ヶ月となっております。このため前年同期比の記載は省略しております。

第4期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

①売上高

当中間会計期間の売上高は、185,766千円となりました。この内訳はコンピュータフォレンジックサービス事業88,486千円、フォレンジックツール販売事業89,451千円、フォレンジックトレーニング事業6,470千円、その他コンサルティングやフォレンジックツールの保守契約からの収入が1,358千円です。売上高が順調に推移いたしましたのは、情報漏えい関連の様々な事件が起き、コンピュータフォレンジックに関する報道も増えたことで認知度が上がり、コンピュータフォレンジックサービス事業、フォレンジックツール販売事業を中心に販売実績を伸ばしたことによります。

②売上総利益

当中間会計期間は、よりコンピュータフォレンジックサービスに注力し、前事業年度以上に収益力を高めた結果、売上総利益は129,143千円となりました。

③販売費及び一般管理費

業容拡大に伴う人員増加等により当中間会計期間の販売費及び一般管理費は103,371千円となりました。

④営業利益

上記の結果、当中間会計期間の営業利益は25,771千円となりました。

⑤営業外収益、営業外費用

当中間会計期間の営業外損益（営業外収益－営業外費用）は、140千円となりました。

⑥経常利益

上記の結果、当中間会計期間の経常利益は25,911千円となりました。

⑦特別利益、特別損失

該当はありません。

⑧中間純利益

税引前中間純利益25,911千円から、法人税、住民税及び事業税145千円を差引き、当中間会計期間の中間純利益は、25,766千円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4. 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社の事業の柱は、コンピュータフォレンジックサービスとフォレンジックツール販売の2つに大別されます。現時点においては、独占輸入販売権をもつ米国ツール製造会社から仕入れたフォレンジックツール販売の割合が高い状態であります。しかし、今後はコンピュータフォレンジック調査サービスや、ディスカバリ（証拠開示）支援サービスといったコンピュータフォレンジックサービスに重点をおいていくことを考えており、利益率の向上、他社との差別化を図ってまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

第3期及び第4期中間会計期間に関するキャッシュ・フローの状況については、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1. 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

資本の財源については、運転資金が必要な場合には、増資の実施又は銀行から資金を調達することとしております。なお、第3期及び第4期中間会計期間においては、フォレンジックラボの構築、その他運転資金のため増資等を実施しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3. 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第3期事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当社では、コンピュータフォレンジックサービスを行うために専用のフォレンジックラボが必要であるため、平成17年4月に本社を移転し、13,698千円の設備投資を実施しました。また、平成17年10月にはフォレンジックラボを増設するために増床を行い、20,028千円の設備投資を実施しました。その結果、当期において、設備投資の総額は38,285千円となりました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第4期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間会計期間において、ディスカバリ（証拠開示）支援サービスの拡大に対応するため、10,700千円の設備投資を行いました。なお、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成18年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具器具 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社、フォレンジックラボ、情報関連機器等	14,533	23,797	6,051	44,382	15 (2)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 上記以外に、本社建物（床面積 753.23m²）を賃借しております。

賃借料は年33,534千円であります。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含みます。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

平成19年4月30日現在における重要な設備の新設計画、除却等の計画は以下のとおりです。

(1) 重要な設備の新設

事業所名	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の効果
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	フォレンジックラボ	121,940	40,253	増資及び 借入金	平成 17年10月	平成 21年3月 (注)	月間500台のPC調査が可能となります。

(注) 平成21年3月以降も毎期定期的に改良を行う予定です。

(2) 重要な設備の計画

事業所名	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の効果
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	社内インフラ整備	38,600	—	増資	平成 19年5月	平成 19年8月 (注) 1.	サーバーの強化等により事務効率及びセキュリティ能力が向上します。
大阪営業所 (大阪市淀川区)	営業所	16,340	—	増資	平成 19年6月	平成 21年3月 (注) 2.	関西方面営業拠点となります。
横浜フォレンジックセンター (横浜市西区)	フォレンジックラボ	213,500	—	増資	平成 20年4月	平成 21年3月 (注) 2.	最新型のフォレンジック設備を導入し、ディスカバリー(証拠開示)支援サービスの処理能力を高めます。
海外営業所 (米国)	営業所	7,980	—	増資	平成 20年4月	平成 20年4月	海外のリサーチ拠点、営業拠点となります。

(注) 1. 平成19年8月以降も毎期定期的に改良を行う予定です。

2. 平成21年3月以降も毎期定期的に改良を行う予定です。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,800,000
計	1,800,000

(注) 平成19年2月6日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より800,000株増加し、1,800,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	473,000	非上場
計	473,000	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成16年7月7日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年4月30日)
新株予約権付社債の残高（千円）	40,000	10,000
新株予約権の数（個）	4	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80,000	20,000（注）3.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月1日 至 平成21年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500（注）2. 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	なし	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の全額の払い込みとする請求があったものとみなす。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注） 1. 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込みにより本社債は消滅し本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等その他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償としております。
2. 本新株予約権付社債が、転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額としております。
3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会議決における発行総数から、権利行使によりすでに発行した株式数を控除した数を記載しております。

②旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）

第1回新株予約権（平成17年1月12日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年4月30日)
新株予約権の数（個）	25,000（注）1,2.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,000（注）1,2.	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）3.	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月10日 至 平成22年2月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250 (注)4.	同左
新株予約権の行使の条件	当社、当社の子会社並びに当社の関連会社の取締役、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあるもの（以下、「地位者」という）のうち、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、地位者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 権利を失効した者の新株予約権の数を減じております。

2. 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

調整後払込金額＝調整前払込金額×
—————
分割・併合の比率

4. 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行（旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による場合を除く。）又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\begin{aligned}
 & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\
 & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \\
 \text{調整後払込金額} = & \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}
 \end{aligned}$$

5. 新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて消却することができる。
- ②新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使」の条件に該当しなくなつたため、新株予約権を行使できなかつた場合、当該新株予約権については無償にて消却することができる。

③旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）

第2回新株予約権（平成17年12月20日臨時株主総会決議、平成18年1月10日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年4月30日)
新株予約権の数（個）	28,000（注）1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	28,000（注）1.	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）2.	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年1月27日 至 平成23年1月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3.	同左
新株予約権の行使の条件	当社、当社の子会社並びに当社の関連会社の取締役、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあるもの（以下、「地位者」という）のうち、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、地位者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の

算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行（旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による場合を除く。）又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて消却することができる。
- ②新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使」の条件に該当しなくなつたため、新株予約権を行使できなかつた場合、当該新株予約権については無償にて消却することができる。

④旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）

第3回新株予約権（平成17年12月20日臨時株主総会決議、平成18年2月14日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年4月30日)
新株予約権の数（個）	4,000（注）2.	3,800（注）1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,000（注）2.	3,800（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）3.	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年3月16日 至 平成23年3月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250 (注)4.	同左
新株予約権の行使の条件	当社、当社の子会社並びに当社の関連会社の取締役、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあるもの（以下、「地位者」という）のうち、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、地位者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 退職等の理由により権利を失効した者の新株予約権の数を減じております。

- 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

調整後払込金額＝調整前払込金額×
—————
分割・併合の比率

- 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行（旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による場合を除く。）又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済み株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\begin{aligned}
 & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \\
 \text{調整後払込金額} = & \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}
 \end{aligned}$$

5. 新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて消却することができる。
- ②新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使」の条件に該当しなくなつたため、新株予約権を行使できなかつた場合、当該新株予約権については無償にて消却することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
平成15年8月8日 (注) 1.	2,000	2,000	1,000	1,000	—	—
平成15年10月22日 (注) 2.	5,000	7,000	2,500	3,500	—	—
平成15年12月24日 (注) 3.	8,000	15,000	4,000	7,500	—	—
平成16年2月7日 (注) 4.	10,000	25,000	5,000	12,500	—	—
平成16年4月10日 (注) 5.	14,000	39,000	7,000	19,500	—	—
平成16年12月24日 (注) 6.	41,000	80,000	20,500	40,000	—	—
平成17年3月28日 (注) 7.	150,000	230,000	75,000	115,000	—	—
平成17年10月6日 (注) 8.	173,000	403,000	43,250	158,250	43,250	43,250
平成18年5月31日 (注) 9.	10,000	413,000	15,000	173,250	15,000	58,250
平成18年6月29日 (注) 10.	—	413,000	—	173,250	△43,250	15,000
平成18年11月24日 (注) 11.	60,000	473,000	30,000	203,250	—	15,000

（注）1. 当社設立	①発行価格	500円	②資本組入額	500円
2. 有償第三者割当	①発行価格	500円	②資本組入額	500円
割当先 守本正宏		5,000株		
3. 有償第三者割当	①発行価格	500円	②資本組入額	500円
割当先 守本正宏		3,000株		
池上成朝		1,000株		
戸越一成		2,000株		
小林 崇		2,000株		
4. 有償第三者割当	①発行価格	500円	②資本組入額	500円
割当先 鈴木 勇		10,000株		
5. 有償第三者割当	①発行価格	500円	②資本組入額	500円
割当先 廣木正右		4,000株		
有限会社チック・リライアンス		4,000株		
新倉茂男		4,000株		
武田 穀		2,000株		
6. 有償第三者割当	①発行価格	500円	②資本組入額	500円
割当先 守本正宏		41,000株		
7. 有償第三者割当	①発行価格	500円	②資本組入額	500円
割当先 守本正宏		77,000株		
池上成朝		17,000株		
戸越一成		44,000株		
小林 崇		2,000株		

8.	有償第三者割当	鈴木 勇	10,000株			
	割当先	①発行価格	500円	②資本組入額	250円	
	守本正宏		60,000株			
	池上成朝		14,000株			
	戸越一成		19,000株			
	株式会社フォーカスシステムズ		28,000株			
	杉山昌宏		40,000株			
	鈴木 勇		2,000株			
	武田 豪		2,000株			
	新倉茂男		4,000株			
	有限会社チック・リライアンス		4,000株			
9.	有償第三者割当	①発行価格	3,000円	②資本組入額	1,500円	
	割当先	株式会社三菱東京UFJ銀行		1,670株		
		三菱UFJ証券株式会社		3,330株		
		MUFGベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合				
		無限責任組合員三菱UFJキャピタル株式会社		5,000株		
10.	欠損填補のための資本準備金の取り崩し					
		資本準備金取崩額	43,250千円			
		欠損填補額	43,250千円			
11.	転換社債型新株予約権付社債の転換請求による株式転換					
		①行使価格	500円	②資本組入額	500円	
	権利行使者	株式会社フォーカスシステムズ		60,000株		

(5) 【所有者別状況】

平成19年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数10株）							単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等 個人以外	個人	個人その他	
株主数（人）	—	1	1	6	—	—	8	16
所有株式数（単元）	—	167	333	10,200	—	—	36,600	47,300
所有株式数の割合（%）	—	0.3	0.7	21.6	—	—	77.4	100

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 473,000	47,300	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	473,000	—	—
総株主の議決権	—	47,300	—

②【自己株式等】

平成19年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行する方式によるものです。当該制度の概要は次のとおりであります。

①第1回新株予約権(平成17年1月12日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年1月12日
付与対象者の区分及び人数(名)(注)	当社取締役2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)付与対象者の区分及び人数には、権利を失効した付与対象者は含まれておりません。

②第2回新株予約権（平成17年12月20日臨時株主総会決議、平成18年1月10日取締役会決議）

決議年月日	平成18年1月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1 当社監査役1 当社従業員3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③第3回新株予約権（平成17年12月20日臨時株主総会決議、平成18年2月14日取締役会決議）

決議年月日	平成18年2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）（注）	当社取締役1 当社従業員4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分及び人数には、権利を失効した付与対象者は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、平成18年3月決算期末現在で未処理損失を計上（平成18年6月29日開催の定時株主総会に基づき、資本準備金を取り崩し一部解消）しており、配当は実施しておりません。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、中間配当につきましては「取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

株主の皆様への利益還元につきましては重要な経営課題と認識しており、第5期以降財務基盤の強化と内部留保を厚くすることでの企業価値向上という考えも念頭におきながら、経営成績及び財務状態を勘案しつつ、株主への利益配当を検討していく方針であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	守本 正宏	昭和41年4月6日生	平成元年3月 海上自衛隊任官 平成7年4月 アプライドマテリアルズジャパン ㈱入社 平成15年8月 当社設立 平成15年8月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 1	200
取締役	副社長	池上 成朝	昭和47年6月4日生	平成8年4月 アプライドマテリアルズジャパン ㈱入社 平成15年12月 当社取締役就任 平成19年2月 当社取締役副社長就任 (現任)	(注) 1	44
取締役	管理部長	戸越 一成	昭和46年3月19日生	平成6年4月 ユーリカゼミナール入社 平成8年4月 広木税理士事務所入所 平成16年4月 戸越税理士事務所設立 平成16年4月 当社監査役就任 平成16年8月 当社取締役管理部長就任 (現任)	(注) 1	60
取締役	事業部長	西山 俊彦	昭和44年8月12日生	平成6年4月 アプライドマテリアルズジャパン ㈱入社 平成16年7月 当社入社 平成17年4月 当社事業部課長代理 平成18年4月 当社事業部課長 平成19年2月 当社取締役事業部長就任 (現任)	(注) 1	—
常勤監査役	—	黒川 美恵	昭和50年2月26日生	平成9年1月 ハーゲンダッツジャパン㈱入社 平成10年4月 成田外語学院入社 平成12年9月 ㈱リクルートスタッフィングの派遣社員としてアプライドマテリアルズジャパン㈱入社 平成15年8月 当社取締役就任 平成17年8月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 2	—
常勤監査役	—	鈴木 曼	昭和12年1月27日生	昭和37年4月 日本ビクター㈱入社 昭和61年1月 同社経営企画室 次長 平成2年10月 同社システム推進室 次長 平成12年9月 ㈱国際情報科学研究所入社 同社総務部長 平成13年7月 (有)エイセイ 顧問就任 平成19年2月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	桐澤 寛興	昭和41年7月31日生	平成3年4月 ㈱福井地所入社 平成8年8月 戸田謙三税理士事務所入所 平成11年11月 ㈱船井財産コンサルタンツ横浜 監査役就任 平成12年4月 ㈱アニモ入社 平成16年2月 桐澤寛興税理士事務所設立 所長 就任 (現任) 平成16年10月 ガレニサーク㈱ 監査役就任 (現任) 平成17年6月 ㈱インテレクチュアル・プロパ ティ・コンサルティング 監査役就任 (現任) 平成17年8月 当社監査役就任 (現任) ㈱エイチ・ジェイ・エル 監査役 就任 (現任) 平成18年5月 ㈱アーティセル・システムズ 監 査役就任 (現任) 平成18年10月 ㈱日本メディカル総研 監査役就 任 (現任) ㈱トランクサイエンス・キャリア 監査役就任 (現任) 平成18年11月 ㈱ジナリス 監査役就任 (現任)	(注) 2	—
計						304

(注) 1. 平成19年2月6日開催の臨時株主総会の終結の時から2年間
 2. 平成19年2月6日開催の臨時株主総会の終結の時から4年間
 3. 常勤監査役 鈴木晏及び監査役 桐澤寛興は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

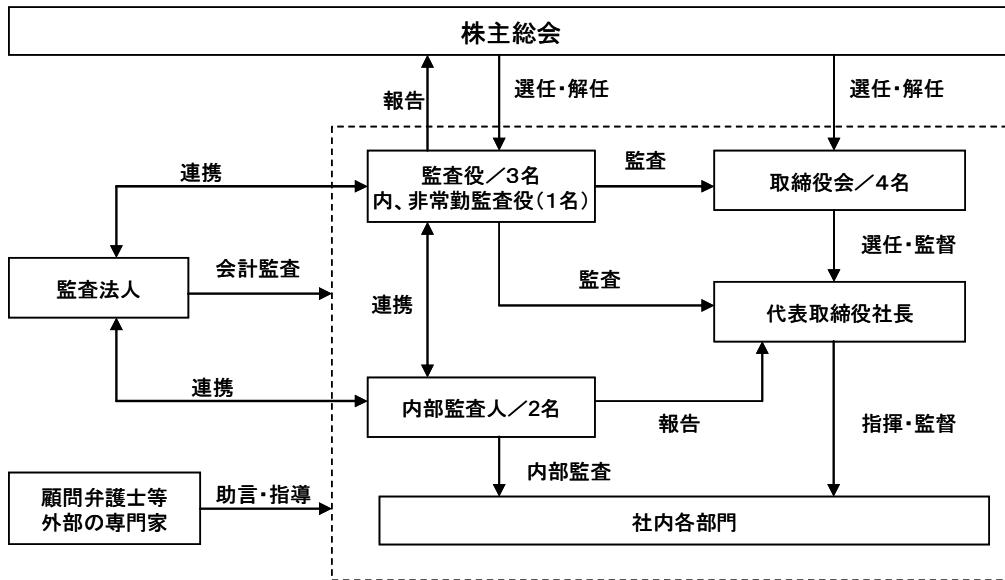
(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な課題と位置付け、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

①会社の機関の内容

会社の機関についての概要は以下のとおりであります。



②内部統制システムの整備の状況等

(取締役会)

当社の取締役会は、本書提出日現在4名で構成されており、毎月1回開催する定例取締役会に加え、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。

会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

(監査役)

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役2名・非常勤監査役1名の3名で構成されております。

監査役は、取締役会などの重要な会議に出席しているほか、監査計画に基づき監査役監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営行動を監視・監査しております。

(内部監査)

内部監査は、取締役管理部長が行っております。管理部長は監査計画をもとに事業部及び情報システム・情報セキュリティ企画室の内部監査を行いますが、一方、内部牽制を機能させ、実効性ある内部監査を確保するため、管理部に対する内部監査は社長が任命した管理部以外の社員が実施しております。

監査計画に基づき、当社各部門における定款、社内規程の管理、運用状況及び業務遂行状況並びにコンプライアンスの遵守状況について監査を実施し、改善に向けた具体的な助言、改善を行っております。

(監査法人)

当社は、あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査の他、会計上の課題について、随時確認を行う等、適正な会計処理に務めております。

監査法人は取締役会及び監査役に監査結果を報告し、情報交換を行い、連携をとっております。

(監査役、内部監査人、監査法人の連携)

監査役、内部監査人及び監査法人とは、相互の連携をとりながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう隨時情報、意見及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

(法律事務所)

当社は、安富潔弁護士及び高井伸夫弁護士並びに出澤秀二弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律面における経営上の問題が起きないよう助言、指導を受けております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社の事業では、コンピュータフォレンジックという事業の特性上、コンピュータの調査の際に顧客企業の重要な情報を保有することとなるため、高度な情報の管理が求められています。そのため、フォレンジック専用ルーム（フォレンジックラボ）を設置し、指紋認証や入室申請書による入室管理の徹底、耐火金庫による調査データの保管、外部と隔離されたネットワークの構築等により安全な作業環境を確保しております。また、当社では、コンピュータシステム上のセキュリティを強化し、情報資産管理細則を定めて運用するなどして情報保護のための社内体制を整備するとともに、当社サイト上に個人情報保護ポリシーを掲示して当社の取り組みを明示しております。また当社の全ての従業員との間においては個人情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、さらに退職後も個別に同契約を締結して、個人情報を含む機密情報の漏えいの未然防止に努めております。

さらに、当社は、個人情報を含めた重要な業務管理情報についてID及びパスワードによって管理すると共にインターネットを通じた外部からのアクセスによる情報流出の防止策を採用しております。

(4) 会計監査の状況

当社は、あずさ監査法人と監査契約をし、会計に関する事項の監査を受けております。第3期において、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりであります。なお、監査年数が7年に満たないため、監査年数の記載はしておりません。

①業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員	公認会計士	潮来 克士
指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅岡 伸生

②監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士	2名
会計士補	2名

(5) 役員報酬の内容

第3期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役に支払った報酬	3名	20,238千円
監査役に支払った報酬	3名	4,274千円 (内、社外監査役 2名 810千円)

(6) 監査報酬の内容

第3期におけるあずさ監査法人に対する報酬は以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	4,000千円
---------------------------	---------

なお、上記以外の報酬はありません。

(7) 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役はありません。

社外監査役鈴木旻、桐澤寛興と当社は人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

(8) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(9) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、第2期事業年度（平成16年8月1日から平成17年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

(3) 平成16年8月3日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を7月31日から3月31日に変更しました。これに伴い前事業年度は平成16年8月1日から平成17年3月31日までの8ヶ月間であります。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期事業年度（平成16年8月1日から平成17年3月31日まで）及び第3期事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の財務諸表並びに第4期中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により監査及び中間監査を受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記番号	第2期 (平成17年3月31日)		第3期 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		125,845		35,608	
2. 売掛金		4,515		94,414	
3. 商品		1,339		793	
4. 貯蔵品		—		34	
5. 前払費用		651		9,016	
6. その他		939		261	
流動資産合計		133,291	85.5	140,129	66.3
II 固定資産					
(1) 有形固定資産					
1. 建物		—		16,940	
減価償却累計額		—		1,295	15,644
2. 工具器具備品		5,873		25,427	
減価償却累計額		689	5,183	6,588	18,838
有形固定資産合計			5,183	34,482	16.3
(2) 無形固定資産					
1. ソフトウェア		245		1,780	
無形固定資産合計		245	0.2	1,780	0.9
(3) 投資その他の資産					
1. 長期前払費用		—		658	
2. 差入保証金		17,174		34,177	
投資その他の資産合計		17,174	11.0	34,836	16.5
固定資産合計		22,603	14.5	71,099	33.7
資産合計		155,895	100.0	211,228	100.0

		第2期 (平成17年3月31日)		第3期 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		2,485		33,546	
2. 短期借入金		50,000		20,000	
3. 一年内返済予定長期借入金		600		4,576	
4. 未払金		1,704		1,343	
5. 未払費用		689		554	
6. 未払法人税等		354		840	
7. 前受金		389		1,954	
8. 預り金		203		894	
9. 賞与引当金		1,430		3,562	
流動負債合計		57,857	37.1	67,272	31.9
II 固定負債					
1. 転換社債型新株予約権付社債		40,000		40,000	
2. 長期借入金		1,350		20,008	
3. 退職給付引当金		—		714	
固定負債合計		41,350	26.5	60,722	28.7
負債合計		99,207	63.6	127,995	60.6
(資本の部)					
I 資本金	※1				
		115,000	73.8	158,250	74.9
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		—		43,250	
資本剰余金合計		—	—	43,250	20.5
III 利益剰余金					
1. 当期末処理損失		58,311		118,267	
利益剰余金合計		△58,311	△37.4	△118,267	△56.0
資本合計		56,688	36.4	83,232	39.4
負債資本合計		155,895	100.0	211,228	100.0

中間貸借対照表

		第4期中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金及び預金		120,135	
2. 売掛金		59,310	
3. たな卸資産		12,511	
4. その他		11,178	
流動資産合計		203,136	72.0
II 固定資産			
(1) 有形固定資産	※1		
1. 建物		14,533	
2. 工具器具備品		23,797	
有形固定資産合計		38,331	13.6
(2) 無形固定資産		6,051	2.1
(3) 投資その他の資産			
1. 差入保証金		34,177	
2. その他		582	
投資その他の資産合計		34,760	12.3
固定資産合計		79,143	28.0
資産合計		282,279	100.0

		第4期中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 買掛金		21,427	
2. 短期借入金		7,500	
3. 一年内返済予定長期借入金		14,892	
4. 未払法人税等		480	
5. 賞与引当金		4,102	
6. その他	※2	16,520	
流動負債合計		64,923	23.0
II 固定負債			
1. 転換社債型新株予約権付社債		40,000	
2. 長期借入金		37,612	
3. 退職給付引当金		744	
固定負債合計		78,356	27.8
負債合計		143,280	50.8
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金		173,250	61.3
2. 資本剰余金			
(1) 資本準備金	15,000		
資本剰余金合計		15,000	5.3
3. 利益剰余金			
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	△49,250		
利益剰余金合計		△49,250	△17.4
株主資本合計		138,999	49.2
純資産合計		138,999	49.2
負債純資産合計		282,279	100.0

②【損益計算書】

		第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)			第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		百分比(%)	金額(千円)		百分比(%)
I 売上高		7,469	7,931	100.0	125,819	190,933	100.0
1. 商品売上高		462			65,114		
2. 役務提供収入							
II 売上原価		609			1,339		
1. 商品売上原価		5,461			59,005		
商品期首たな卸高							
当期商品仕入高		6,071			60,344		
合 計		1,339			793		
商品期末たな卸高							
差 引		4,731			59,551		
2. 役務提供原価		170	4,902	61.8	26,731	86,282	45.2
売上総利益			3,029	38.2		104,651	54.8
III 販売費及び一般管理費							
1. 広告宣伝費		3,407			8,536		
2. 役員報酬		8,600			24,512		
3. 給与手当		8,226			41,233		
4. 賞与引当金繰入額		1,430			3,562		
5. 退職給付費用		—			714		
6. 法定福利費		2,784			7,790		
7. 旅費交通費		3,001			2,626		
8. 減価償却費		717			2,006		
9. 貸借料		3,916			28,072		
10. 支払手数料		4,498			19,437		
11. その他	※1	8,561	45,143	569.2	24,402	162,894	85.3
営業損失			42,113	△531.0		58,243	△30.5

		第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)			第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		百分比(%)	金額(千円)		百分比(%)
IV 営業外収益		0			1		
1. 受取利息		—			1,766		
2. 免税消費税等		257			—		
3. 受取手数料		1	258	3.3	749	2,517	1.3
4. その他							
V 営業外費用							
1. 支払利息		31			1,433		
2. 新株発行費		777			619		
3. 支払手数料		371			—		
4. 為替差損		132			1,847		
5. その他		—	1,313	16.5	37	3,938	2.0
経常損失			43,168	△544.2		59,665	△31.2
VI 特別利益	※2	772	772	9.7	—	—	—
1. 固定資産売却益							
税引前当期純損失			42,396	△534.5		59,665	△31.2
法人税、住民税及び事業税		358			290		
法人税等調整額		—	358	4.5	—	290	0.2
当期純損失			42,754	△539.0		59,955	△31.4
前期繰越損失			15,557			58,311	
当期末処理損失			58,311			118,267	

役務提供原価明細書

		第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)		第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		104	61.6	3,743	14.0
II 経費	※1	65	38.4	22,987	86.0
当期役務提供費用		170	100.0	26,731	100.0
合計		170		26,731	
当期役務提供原価		170		26,731	

※1 主な内訳は次のとおりです。

内訳	第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旅費交通費(千円)	—	1,841
減価償却費(千円)	—	5,445
賃借料(千円)	—	6,526
保険料(千円)	—	1,397
消耗品費(千円)	—	2,372
ライセンス料(千円)	—	3,601

(注) 原価計算は、個別原価計算制度を採用しております。

中間損益計算書

		第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記番号	金額(千円)	百分比(%)	
I 売上高		185,766	100.0	
II 売上原価		56,623	30.5	
売上総利益		129,143	69.5	
III 販売費及び一般管理費		103,371	55.6	
営業利益		25,771	13.9	
IV 営業外収益	※1	953	0.4	
V 営業外費用	※2	813	0.4	
経常利益		25,911	13.9	
税引前中間純利益		25,911	13.9	
法人税、住民税及び事業税		145		
法人税等調整額		—	0.1	
中間純利益		25,766	13.8	

③【株主資本等変動計算書】

中間株主資本等変動計算書

第4期中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

資本金	株主資本					株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
	資本準備金	資本剰余金合計		利益剰余金合計			
平成18年3月31日残高 (千円)	158,250	43,250	43,250	△118,267	△118,267	83,232	
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	15,000	15,000	15,000	—	—	30,000	
欠損填補(注)	—	△43,250	△43,250	43,250	43,250	—	
中間純利益	—	—	—	25,766	25,766	25,766	
中間会計期間の変動額合計 (千円)	15,000	△28,250	△28,250	69,016	69,016	55,766	
平成18年9月30日残高 (千円)	173,250	15,000	15,000	△49,250	△49,250	138,999	

(注) 平成18年6月の定時株主総会における、損失処理項目であります。

④【キャッシュ・フロー計算書】

		第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純損失		△42,396	△59,665
減価償却費		717	7,451
長期前払費用償却		—	28
新株発行費		777	619
退職給付引当金の増加額		—	714
賞与引当金の増加額		1,430	2,132
受取利息		△0	△1
支払利息		31	1,433
有形固定資産売却益		△772	—
売上債権の増加額		△4,515	△89,898
たな卸資産の増減額(△増加額)		△699	511
仕入債務の増加額		2,485	31,061
その他		1,543	△6,373
小計		△41,399	△111,985
利息の受取額		0	1
利息の支払額		△179	△1,285
法人税等の支払額		△165	△193
営業活動によるキャッシュ・フロー		△41,743	△113,462

		第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△6,396	△36,493
有形固定資産の売却による収入		1,296	—
無形固定資産の取得による支出		△273	△1,791
保証金の差入による支出		△16,203	△17,003
投資活動によるキャッシュ・フロー		△21,576	△55,288
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△純減少額)		50,000	△30,000
長期借入による収入		—	25,000
長期借入金の返済による支出		△450	△2,366
株式の発行による収入		94,722	85,880
財務活動によるキャッシュ・フロー		144,272	78,514
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額 (△減少額)		80,952	△90,236
VI 現金及び現金同等物の期首残高		44,893	125,845
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※	125,845	35,608

中間キャッシュ・フロー計算書

		第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記番号	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		25,911
減価償却費		5,692
長期前払費用償却		85
株式交付費		230
賞与引当金の増加額		539
退職給付引当金の増加額		29
受取利息		△7
支払利息		583
売上債権の減少額		35,103
たな卸資産の増加額		△11,683
仕入債務の減少額		△12,119
その他		9,659
小計		54,024
利息の受取額		7
利息の支払額		△583
法人税等の支払額		△290
営業活動によるキャッシュ・フロー		53,159

		第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△9,077
無形固定資産の取得による支出		△4,734
その他の支出		△10
投資活動によるキャッシュ・フロー		△13,822
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純減少額		△12,500
長期借入による収入		30,000
長期借入金の返済による支出		△2,080
株式の発行による収入		29,770
財務活動によるキャッシュ・フロー		45,190
IV 現金及び現金同等物の増加額		84,527
V 現金及び現金同等物の期首残高		35,608
VI 現金及び現金同等物の中間期末残高	※	120,135

⑤【損失処理計算書】

		第2期 (株主総会承認日 平成17年5月30日)		第3期 (株主総会承認日 平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 当期未処理損失			58,311		118,267
II 損失処理額		—	—	43,250	43,250
1. 資本準備金取崩額			58,311		75,017
合計			58,311		75,017
III 次期繰越損失					

重要な会計方針

項目	第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 商品 個別法による原価法によっております。 (2) —	(1) 商品 同左 (2) 貯蔵品 先入先出法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 工具器具備品 4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物15年 工具器具備品 4～20年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用処理しております。	新株発行費 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。 なお、当事業年度においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込み額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込み額に基づく当事業年度費用負担額を計上しております。 (3) —	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額(簡便法)に基づき計上しております。

項目	第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(消費税の会計処理) 消費税等の会計処理については、従来、税込方式によっておりましたが、将来的に課税事業者になることが見込まれるため、当事業年度より税抜方式に変更しております。この変更は、「消費税の会計処理について（中間報告）」に従い、損益計算書において、消費税等の影響額を排除し、期間損益をより適正に表示するとともに、他社との比較可能性を高めるためのものであります。この結果、売上高が396千円減少し、経常損失が715千円、税引前当期純損失が675千円増加しております。	—
—	(固定資産の減損会計に係る会計基準) 当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

追加情報

第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(賞与引当金)</p> <p>従業員に対する賞与は、従来、支出時に費用計上しておりましたが、賞与規程が整備されたため、支給見込額に基づく当期費用負担額を計上する方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、販売費及び一般管理費が1,430千円多く計上されたことにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ同額増加しております。</p>	<p>(退職給付引当金)</p> <p>従業員に対する退職金は、従来、規程がありませんでしたが、当事業年度において退職金規程を新たに制定したことにより、当事業年度から退職給付引当金を計上することといたしました。</p> <p>当期退職給付費用714千円を全額販売費及び一般管理費に計上した結果、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ同額増加しております。</p>
<p>(売上高、当期商品仕入高、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用の計上方法)</p> <p>売上高、当期商品仕入高、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用は、従来収入又は支出時に収益又は費用計上しておりましたが、期間損益をより適正に表示するため、当事業年度から発生時に収益又は費用計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、売上高が4,126千円増加し、経常損失が2,292千円、税引前当期純損失が2,292千円減少しております。</p>	—

注記事項
(貸借対照表関係)

第2期 (平成17年3月31日)	第3期 (平成18年3月31日)
※1 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 1,000,000株 発行済株式総数 普通株式 230,000株	※1 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 1,000,000株 発行済株式総数 普通株式 403,000株
2 資本の欠損 58,311千円	2 資本の欠損 118,267千円

(損益計算書関係)

第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1 一般管理費に含まれる研究開発費は、1,091千円であります。	※1 一般管理費に含まれる研究開発費は、80千円であります。
※2 固定資産売却益は、工具器具備品772千円であります。	2 —

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成17年3月31日現在)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成18年3月31日現在)
現金及び預金勘定 125,845千円	現金及び預金勘定 35,608千円
現金及び現金同等物 125,845千円	現金及び現金同等物 35,608千円

(リース取引関係)

第2期（自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日）

該当事項はありません。

第3期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第2期（自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日）

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

第3期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第2期（自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

第3期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)								
—	<ol style="list-style-type: none">採用している退職給付制度の概要 退職一時金制度のみを採用しております。退職給付債務に関する事項 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>714千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>714千円</td></tr></table>退職給付費用に関する事項 <table><tr><td>勤務費用</td><td>714千円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>714千円</td></tr></table>退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載していません。	退職給付債務	714千円	退職給付引当金	714千円	勤務費用	714千円	退職給付費用	714千円
退職給付債務	714千円								
退職給付引当金	714千円								
勤務費用	714千円								
退職給付費用	714千円								

(税効果会計関係)

第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳
繰延税金資産 (流動資産)	繰延税金資産 (流動資産)
賞与引当金繰入限度超過額 601千円	賞与引当金繰入限度超過額 1,497千円
評価性引当金額 △601千円	評価性引当金額 △1,497千円
繰延税金資産計 —	繰延税金資産計 —
	(固定資産)
	退職給付引当金否認 300千円
	評価性引当金額 △300千円
	繰延税金資産計 —
繰延税金負債 —	繰延税金負債 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
課税所得が発生していないため、該当事項はありません	課税所得が発生していないため、該当事項はありません

(持分法損益等)

第2期（自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日）

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第3期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

第2期（自平成16年8月1日 至平成17年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目(千円)	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	守本 正宏	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 60.8	-	-	当社借入金の被保証(注) 2.	50,000	-	-
								当社賃借料の被保証(注) 3.	3,916	-	-
								増資の引き受け(注) 4.	59,000	-	-
役員	戸越 一成	-	-	当社取締役 管理部長	(被所有) 直接 20.0	-	-	増資の引き受け(注) 4.	22,000	-	-
役員	池上 成朝	-	-	当社取締役 事業部長	(被所有) 直接 13.0	-	-	増資の引き受け(注) 4.	8,500	-	-
役員	小林 崇	-	-	当社監査役	(被所有) 直接 1.7	-	-	増資の引き受け(注) 4.	1,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- 当社の金融機関からの借入金について、債務保証を受けております。この保証に対する担保の差入、保証料の支払はありません。なお、提出日現在、この借入金は完済しております。
- 当社の賃貸借室の賃貸借契約について、債務保証を受けております。この賃貸借室の賃貸借契約に係る債務保証の取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。また、この保証に対する担保の差入、保証料の支払はありません。なお、提出日現在、この保証は解除されております。
- 増資については、当社が行った第三者割当増資を引き受けたものであります。発行価額は、簿価純資産価額を参考に決定しております。

第3期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	守本 正宏	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 49.6	-	-	当社借入金 の被保証 (注) 2.	44,584	-	-
								当社賃借料 の被保証 (注) 3.	34,868	-	-
								増資の引き 受け (注) 4.	30,000	-	-
役員	戸越 一成	-	-	当社取締役 管理部長	(被所有) 直接 16.1	-	-	増資の引き 受け (注) 4.	9,500	-	-
役員	池上 成朝	-	-	当社取締役 事業部長	(被所有) 直接 10.9	-	-	増資の引き 受け (注) 4.	7,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社の金融機関からの借入金について、債務保証を受けております。この保証に対する担保の差入、保証料の支払はありません。なお、提出日現在、この保証は解除されております。
3. 当社の賃貸借室及び賃貸借機械の賃貸借契約について、債務保証を受けております。この賃貸借室及び賃貸借機械の賃貸借契約に係る債務保証の取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。また、この保証に対する担保の差入、保証料の支払はありません。なお、提出日現在、この保証は解除されております。
4. 増資については、当社が行った第三者割当増資を引き受けたものであります。発行価額は、簿価純資産価額を参考に決定しております。

(1 株当たり情報)

第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 246円47銭	1株当たり純資産額 206円53銭
1株当たり当期純損失金額 737円09銭	1株当たり当期純損失金額 191円00銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないので記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
当期純損失(千円)	42,754	59,955
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)
普通株式に係る当期純損失(千円)	42,754	59,955
期中平均株式数(株)	58,004	313,893
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の目的となる株式の数9万株)及び新株予約権付社債1種類(新株予約権の目的となる株式の数8万株)。 これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の目的となる株式の数5万7千株)及び新株予約権付社債1種類(新株予約権の目的となる株式の数8万株)。 これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

第2期 (自 平成16年8月1日 至 平成17年3月31日)	第3期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
—	<p>(第三者割当増資)</p> <p>平成18年5月11日開催の臨時株主総会で、第三者割当増資について決議し、平成18年5月31日付で増資いたしました。</p> <p>(1) 発行する新株式数 普通株式 10,000株</p> <p>(2) 割当を受ける者</p> <p>普通株式 1,670株 株式会社三菱東京UFJ銀行</p> <p>普通株式 3,330株 三菱UFJ証券株式会社</p> <p>普通株式 5,000株 MUFGベンチャーキャピタル1号 投資事業有限責任組合無限責任 組合員三菱UFJキャピタル株式 会社</p> <p>(3) 発行価格 1株につき金3,000円 (2分の1を資本金に繰入れる。)</p> <p>(4) 発行価格の総額 30,000千円</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 個別法による原価法によっております。</p> <p>(2) 貯蔵品 先入先出法による原価法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年 工具器具備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。 なお、当中間会計期間においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込み額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当中間会計期間費用負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額(簡便法)に基づき計上しております。</p>

項目	第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第4期中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

従来の資本の部の合計に相当する金額は138,999千円であります。

なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

追加情報

第4期中間会計期間
(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

(繰延資産)

「繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い」（実務対応報告第19号）を適用しております。

新株発行費は、当中間会計期間より株式交付費として表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第4期中間会計期間末 (平成18年9月30日)
※1 減価償却累計額 有形固定資産 13,113千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流动負債の「その他」に含めております。

(中間損益計算書関係)

第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 講演料収入 147千円 為替差益 104千円 賞与引当金戻入益 624千円
※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 583千円 株式交付費 230千円
3 減価償却実施額 有形固定資産 5,229千円 無形固定資産 463千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第4期中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	第3期事業年度末 株式数 (株)	第4期中間会計期間 増加株式数 (株)	第4期中間会計期間 減少株式数 (株)	第4期中間会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	403,000	10,000	—	413,000
合計	403,000	10,000	—	413,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加10,000株は、第三者割当増資にかかるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
--

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

(平成18年9月30日現在)

(千円)

<u>現金及び預金勘定</u>	120,135
現金及び現金同等物	120,135

(リース取引関係)

第4期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第4期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第4期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第4期中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1 株当たり純資産額	336円56銭
1 株当たり中間純利益金額	62円88銭
<p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないので記載しておりません。</p>	

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
中間純利益（千円）	25,766
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
（うち利益処分による役員賞与金）	(—)
普通株式に係る中間純利益(千円)	25,766
期中平均株式数（株）	409,721
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の目的となる株式の数5万7千株）及び新株予約権付社債1種類（新株予約権の目的となる株式の数8万株）。

(重要な後発事象)

第4期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
--

(新株予約権行使に伴う新株発行)

当社は、転換社債型新株予約権付社債の転換請求を受け、平成18年11月17日の取締役会において株式転換について決議し、平成18年11月24日付で株式転換をいたしました。

(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額

30,000千円

(2) 資本金の増加額 30,000千円

(3) 資本準備金の増加額 —

(4) 増加した株式の種類及び数 普通株式

60,000株

(5) 新株の配当起算日 平成18年10月1日

⑥【附属明細表】（平成18年3月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建 物	-	16,940	-	16,940	1,295	1,295	15,644
工具器具備品	5,873	19,553	-	25,427	6,588	5,898	18,838
有形固定資産計	5,873	36,493	-	42,367	7,883	7,194	34,482
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	2,064	284	257	1,780
無形固定資産計	-	-	-	2,064	284	257	1,780
長期前払費用	-	687	-	687	28	28	658
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建 物

東側オフィス工事 6,960千円

西側オフィス拡張工事 9,980千円

工具器具備品

サーバーの取得 9,385千円

2. 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成16年7月30日	40,000	40,000	—	無担保社債	平成21年7月31日
合計	—	40,000	40,000	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。なお、平成18年11月24日をもって、上記新株予約権付社債のうち30,000千円の権利行使が完了しております。

銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償
株式の発行価格 (円)	500
発行価額の総額 (千円)	40,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (千円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日～平成21年7月30日

2. 貸借対照表日後5年内における一年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	—	—	10,000	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	20,000	3.375	—
1年以内に返済予定の長期借入金	600	4,576	2.375	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,350	20,008	2.375	平成19年4月30日～平成23年2月28日
計	51,950	44,584	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,408	4,992	4,992	4,616

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (千円)		115,000	43,250	—	158,250
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株)	(230,000)	(173,000)	(—)	(403,000)
	普通株式 (千円)	115,000	43,250	—	158,250
	計 (株)	(230,000)	(173,000)	(—)	(403,000)
	計 (千円)	115,000	43,250	—	158,250
資本準備金及 びその他資本 剰余金	(資本準備金)				
	株式払込剰余金 (千円)	—	43,250	—	43,250
	計 (千円)	—	43,250	—	43,250

(注) 資本金及び資本準備金の当期増加額は、下記によるものであります。

有償第三者割当増資

普通株式 173,000株 資本金 43,250千円 資本準備金 43,250千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,430	3,562	1,430	—	3,562

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	215
預金	
普通預金	35,392
小計	35,392
合計	35,608

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社シーフォーセールスサポート	67,200
Kroll International Japan	5,632
キャノンネットワークコミュニケーションズ株式会社	4,687
株式会社情報システム工学	2,940
ヤマハ商事株式会社	2,479
その他	11,476
合計	94,414

(注) 株式会社シーフォーセールスサポートは、平成18年5月22日に株式会社セーフリードより社名を変更しております。なお、同社は平成19年3月31日をもって解散しております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	次期繰越高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
4,515	199,670	109,771	94,414	53.7	90.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額（千円）
ハードディスクコピー装置	756
ハードディスク用書込み防止装置	36
合計	793

二. 貯蔵品

品目	金額（千円）
切手	6
収入印紙	28
合計	34

②固定資産

イ. 差入保証金

品目	金額（千円）
敷金	34,177
合計	34,177

③流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
Access Data, Corp.	25,855
Intelligent Computer Solutions, Inc.	5,462
Digital Intelligence, Inc.	2,158
BlackBag Technologies, Inc.	71
合計	33,546

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成19年5月8日開催の取締役会において承認された第4期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づいて作成しておりますが、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

① 貸借対照表

		第4期 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金及び預金		203,621	
2. 受取手形		5,299	
3. 売掛金		106,865	
4. 商品		15,048	
5. 貯蔵品		417	
6. 前払費用		16,173	
7. 繰延税金資産		2,905	
8. その他		2,797	
流動資産合計		353,129	80.6
II 固定資産			
(1) 有形固定資産			
1. 建物		16,940	
減価償却累計額		3,517	13,422
2. 工具器具備品		42,175	
減価償却累計額		15,981	26,193
有形固定資産合計		39,616	9.0
(2) 無形固定資産			
1. ソフトウェア		11,100	
無形固定資産合計		11,100	2.5
(3) 投資その他の資産			
1. 出資金		10	
2. 繰延税金資産		124	
3. 差入保証金		34,177	
投資その他の資産合計		34,311	7.9
固定資産合計		85,028	19.4
資産合計		438,157	100.0

		第4期 (平成19年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 買掛金		2,520	
2. 短期借入金		70,424	
3. 一年内返済予定長期借入金		10,800	
4. 未払金		2,922	
5. 未払費用		4,784	
6. 未払法人税等		16,583	
7. 未払消費税等		12,185	
8. 前受金		10,185	
9. 預り金		1,228	
10. 賞与引当金		5,245	
流動負債合計		136,879	31.2
II 固定負債			
1. 転換社債型新株予約権付社債		10,000	
2. 長期借入金		14,700	
3. 退職給付引当金		1,019	
固定負債合計		25,719	5.9
負債合計		162,598	37.1

		第4期 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金		203,250	46.4	
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		15,000		
資本剰余金合計		15,000	3.4	
3. 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		57,308		
利益剰余金合計		57,308	13.1	
株主資本合計		275,558	62.9	
純資産合計		275,558	62.9	
負債純資産合計		438,157	100.0	

② 損益計算書

		第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	百分比(%)	
I 売上高				
1. 商品売上高		139,960		
2. 役務提供収入		341,620	481,580	100.0
II 売上原価				
1. 商品売上原価				
商品期首たな卸高		793		
当期商品仕入高		74,685		
合 計		75,478		
商品期末たな卸高		15,048		
差 引		60,430		
2. 役務提供原価		57,182	117,613	24.4
売上総利益			363,967	75.6
III 販売費及び一般管理費				
1. 広告宣伝費		19,375		
2. 役員報酬		27,476		
3. 給与手当		53,427		
4. 賞与引当金繰入額		4,117		
5. 退職給付費用		304		
6. 減価償却費		3,598		
7. 貸借料		33,109		
8. 支払手数料		33,437		
9. その他		42,554	217,402	45.2
営業利益			146,565	30.4

		第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)	
IV 営業外収益				
1. 受取利息		70		
2. 為替差益		138		
3. 賞与引当金戻入益		624		
4. その他		69	903	0.2
V 営業外費用				
1. 支払利息		1,395		
2. 株式交付費		1,370		
3. その他		45	2,811	0.6
経常利益			144,657	30.0
税引前当期純利益			144,657	30.0
法人税、住民税及び事業税		15,361		
法人税等調整額		△3,029	12,331	2.5
当期純利益			132,325	27.5

役務提供原価明細書

		第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		16,822	29.4
II 経費	※1	40,359	70.6
当期役務提供費用		57,182	100.0
合計		57,182	
当期役務提供原価		57,182	

※1 主な内訳は次のとおりです。

内訳	第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
減価償却費(千円)	9,452
賃借料(千円)	16,830
水道光熱費(千円)	2,318
消耗品費(千円)	4,548
ライセンス料(千円)	3,535

(注) 原価計算は、個別原価計算制度を採用しております。

③ 株主資本等変動計算書

第4期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 (千円)	158,250	43,250	43,250	△118,267	△118,267	83,232	
事業年度中の変動額							
新株の発行	45,000	15,000	15,000	—	—	60,000	
欠損填補（注）	—	△43,250	△43,250	43,250	43,250	—	
当期純利益	—	—	—	132,325	132,325	132,325	
事業年度中の変動額合計 (千円)	45,000	△28,250	△28,250	175,575	175,575	192,325	
平成19年3月31日残高 (千円)	203,250	15,000	15,000	57,308	57,308	275,558	

(注) 平成18年6月の定時株主総会における、損失処理項目であります。

④ キャッシュ・フロー計算書

		第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益		144,657
減価償却費		12,878
株式交付費		1,370
退職給付引当金の増加額		304
賞与引当金の増加額		1,683
受取利息		△70
支払利息		1,395
為替差損		115
未払消費税等の増加額		12,185
売上債権の増加額		△17,750
たな卸資産の増加額		△14,638
仕入債務の減少額		△31,026
その他		6,070
小計		117,175
利息の受取額		70
利息の支払額		△1,395
法人税等の支払額		△304
営業活動によるキャッシュ・フロー		115,546

		第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△16,748
無形固定資産の取得による支出		△10,629
その他		△10
投資活動によるキャッシュ・フロー		△27,387
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額		50,424
長期借入による収入		30,000
長期借入金の返済による支出		△29,084
株式の発行による収入		28,629
財務活動によるキャッシュ・フロー		79,969
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△115
V 現金及び現金同等物の増加額		168,012
VI 現金及び現金同等物の期首残高		35,608
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	203,621

重要な会計方針

項目	第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. たな卸資産の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 商品 個別法による原価法によっております。</p> <p>(2) 貯蔵品 先入先出法による原価法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の 方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物15年 工具器具備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 前事業年度において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。 前事業年度において営業活動によるキャッシュ・フローの内訳として表示していた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>

項目	第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。</p> <p>なお、当事業年度においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込み額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込み額に基づく当事業年度費用負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。</p>
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

会計処理の変更

第4期
(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

従来の資本の部の合計に相当する金額は275,558千円であります。

なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第4期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）	403,000	70,000	—	473,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加70,000株のうち、10,000株は、第三者割当増資にかかるものであり、60,000株は転換社債型新株予約権付社債の転換によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第4期

(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に
掲記されている科目の金額との関係

(平成19年3月31日現在)

現金及び預金勘定	203,621千円
現金及び現金同等物	203,621千円

2. 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債の	
転換による資本金増加額	30,000千円
転換による転換社債型新株予約	
権付社債減少額	30,000千円

(リース取引関係)

第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第4期

(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度のみを採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	1,019千円
退職給付引当金	1,019千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	304千円
退職給付費用	304千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

第4期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

項目	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション①	平成18年ストック・オプション②
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 支援者 5名	当社取締役 1名 監査役 1名 従業員 3名	当社取締役 1名 従業員 5名
付与日	平成17年2月9日	平成18年1月26日	平成18年3月15日
ストック・オプションの数 (注) 1.	普通株式 90,000株	普通株式 28,000株	普通株式 4,000株
権利確定条件	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成19年2月10日から 平成22年2月9日まで	平成20年1月27日から 平成23年1月26日まで	平成20年3月16日から 平成23年3月15日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社、当社の子会社並びに当社関連会社の取締役、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあるもの（以下、「地位者」という）のうち、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、地位者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションのみを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

項目	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション①	平成18年ストック・オプション②
権利確定前 (株)			
前事業年度末	25,000	28,000	4,000
付与	—	—	—
失効	—	—	200
権利確定	25,000	—	—
未確定残	—	28,000	3,800
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	25,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	25,000	—	—

②単価情報

項目	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション①	平成18年ストック・オプション②
権利行使価格 (円)	500	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—	—

(税効果会計関係)

第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
(流動資産)	
賞与引当金否認	2,402千円
未払事業税否認	502千円
繰延税金資産計	2,905千円
(固定資産)	
退職給付引当金否認	124千円
繰延税金資産計	124千円
繰延税金負債	
—	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%
繰越欠損金の当期控除額	△31.6%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.5%

(持分法損益等)

第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第4期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	守本 正宏	-	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接 42.2	-	-	当社借入金の被保証(注)2.	84,584	-	-
								当社賃借料の被保証(注)3.	37,783	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- 当社の金融機関からの借入金について、債務保証を受けております。この保証に対する担保の差入、保証料の支払はありません。なお、平成19年3月31日現在、この保証は解除されております。
- 当社の賃貸借室及び賃貸借機械の賃貸借契約について、債務保証を受けております。この保証に対する担保の差入、保証料の支払はありません。なお、平成19年3月31日現在、この保証は解除されております。この賃貸借室及び賃貸借機械の賃貸借契約に係る債務保証の取引金額につきましては、年間賃借料をもとに、当期首から保証解除日までの金額を記載しております。

法人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	株式会社フォーカスシステムズ	東京都品川区	2,900,000	ソフト受託開発業	(被所有)直接 18.6	-	当社商品等の販売先	当社商品等の販売(注)2.	69,489	売掛金	14,712

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- 販売価格は、市場価格を参考に決定しております。

(1 株当たり情報)

第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1 株当たり純資産額	582円58銭
1 株当たり当期純利益金額	306円03銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないので記載しておりません。	

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益（千円）	132,325
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
（うち利益処分による役員賞与金）	(—)
普通株式に係る当期純利益（千円）	132,325
期中平均株式数（株）	432,397
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 3 種類（新株予約権の目的となる株式の数 5 万 6,800 株）及び新株予約権付社債 1 種類（新株予約権の目的となる株式の数 2 万株）。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	3月31日
株券の種類	10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	10株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料（注）1.
公告掲載方法	日本経済新聞に記載して行う
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額に変更されます。

2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成16年6月16日	鈴木 勇	横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	守本 正宏	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	5,000	2,500,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成16年6月16日	(有)チック リライアンス 代表取締役 五十嵐 貴文	横浜市港南区笹下2-1-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	守本 正宏	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	2,000	1,000,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成16年6月16日	武田 豪	横浜市港北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	守本 正宏	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	1,000	500,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成16年6月16日	新倉 茂男	神奈川県茅ヶ崎市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	守本 正宏	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	2,000	1,000,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成16年6月16日	廣木 正右	横浜市保土ヶ谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	守本 正宏	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	2,000	1,000,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成16年6月16日	鈴木 勇	横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	池上 成朝	千葉県成田市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	5,000	2,500,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成16年6月16日	(有)チック リライアンス 代表取締役 五十嵐 貴文	横浜市港南区笹下2-1-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	池上 成朝	千葉県成田市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	2,000	1,000,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成16年6月16日	武田 豪	横浜市港北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	池上 成朝	千葉県成田市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	1,000	500,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成16年6月16日	新倉 茂男	神奈川県茅ヶ崎市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	池上 成朝	千葉県成田市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	2,000	1,000,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成16年6月16日	廣木 正右	横浜市保土ヶ谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	池上 成朝	千葉県成田市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	2,000	1,000,000 (500) (注) 4.	株主構成の是正
平成18年6月22日	戸越 一成	横浜市栄区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 6.	4,400	13,200,000 (3,000) (注) 5.	当事者間の事由による
平成18年6月22日	戸越 一成	横浜市栄区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	ジャフコV2 -W投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	—	400	1,200,000 (3,000) (注) 5.	当事者間の事由による
平成18年6月22日	戸越 一成	横浜市栄区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	ジャフコV2 -R投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	—	200	600,000 (3,000) (注) 5.	当事者間の事由による
平成18年11月24日	—	—	—	株式会社 フォーカス システムズ 代表取締役 石橋雅敏	東京都品川区五反田2-7-8	特別利害関係者等(大株主上位10名)	60,000	30,000,000 (500) (注) 4.	転換社債型 新株予約権 付社債の転換

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第23条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日（平成16年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式、新株予約権の譲受け又は譲渡（新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、上場前公募等規則第24条並びに上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記録内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、
役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 証券会社（外国証券会社を含む。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、会社の簿価純資産価額を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 移動価格は、簿価純資産価額方式とDCF方式の併用方式を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. ジャフコV2共有投資事業有限責任組合は、当該移動により特別利害関係者等（大株主上位10名）となつております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式 (1)	株式 (2)	株式 (3)	株式 (4)
発行年月日	平成16年4月10日	平成16年12月24日	平成17年3月28日	平成17年10月6日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	14,000株	41,000株	150,000株	173,000株
発行価格	500円 (注) 4.	500円 (注) 4.	500円 (注) 4.	500円 (注) 4.
資本組入額	500円	500円	500円	250円
発行価額の総額	7,000,000円	20,500,000円	75,000,000円	86,500,000円
資本組入額の総額	7,000,000円	20,500,000円	75,000,000円	43,250,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—	(注) 2.

項目	株式 (5)
発行年月日	平成18年5月31日
種類	普通株式
発行数	10,000株
発行価格	3,000円 (注) 5.
資本組入額	1,500円
発行価額の総額	30,000,000円
資本組入額の総額	15,000,000円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.

項目	新株予約権付社債①	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成16年7月30日	平成17年2月9日	平成18年1月26日	平成18年3月15日
種類	新株予約権付社債	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	80,000株	90,000株	28,000株	4,000株
発行価格	500円(注)4.	500円(注)4.	500円(注)4.	500円(注)4.
資本組入額	500円	250円	250円	250円
発行価額の総額	40,000,000円	45,000,000円	14,000,000円	2,000,000円
資本組入額の総額	40,000,000円	22,500,000円	7,000,000円	1,000,000円
発行方法	第三者割当	平成17年1月12日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成17年12月20日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成17年12月20日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注)3.	(注)3.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める上場前公募等規則第25条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成18年3月31日であります。
2. 上記(1)の規定及び上場前公募等規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 当社は、割当を受けた当社取締役及び従業員との間で、割当てを受けた新株予約権を原則として新株予約権の取得日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
4. 簿価純資産価額を参考に決定した価格であります。
5. 簿価純資産価額方式とDCF方式の併用方式を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権付社債①	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の 払込金額	1株につき500円	1株につき500円	1株につき500円	1株につき500円
行使請求 期間	平成16年8月1日 から 平成21年7月30日 まで	平成19年2月10日 から 平成22年2月9日 まで	平成20年1月27日 から 平成23年1月26日 まで	平成20年3月16日 から 平成23年3月15日 まで
行使の条 件及び譲 渡に関する事項	なし	<p>①当社、当社の子会社並びに当社関連会社の取締役、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあるもの（以下、「地位者」という）のうち、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、地位者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</p>	<p>①当社、当社の子会社並びに当社関連会社の取締役、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあるもの（以下、「地位者」という）のうち、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、地位者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</p>	<p>①当社、当社の子会社並びに当社関連会社の取締役、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあるもの（以下、「地位者」という）のうち、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、地位者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</p>

2 【取得者の概況】

株式 (1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
廣木 正右	横浜市保土ヶ谷区	税理士	4,000	2,000,000(500)	支援者
有限会社 チック・リライア ンス 代表取締役 五十畠 貴文 資本金 3,000千円	横浜市港南区笹下2-1-1	家電販売等	4,000	2,000,000(500)	支援者
新倉 茂男	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	4,000	2,000,000(500)	支援者
武田 豪	横浜市港北区	会社員	2,000	1,000,000(500)	支援者

株式 (2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
守本 正宏	東京都港区	会社役員	41,000	20,500,000(500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の代表取締役)

株式 (3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
守本 正宏	東京都港区	会社役員	77,000	38,500,000(500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の代表取締役)
戸越 一成	横浜市栄区	会社役員	44,000	22,000,000(500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の取締役)
池上 成朝	千葉県成田市	会社役員	17,000	8,500,000(500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の取締役)
鈴木 勇	横浜市中区	土木建築業	10,000	5,000,000(500)	支援者
小林 崇	川崎市幸区	会社役員	2,000	1,000,000(500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

株式 (4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
守本 正宏	東京都港区	会社役員	60,000	30,000,000(500)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)
杉山 昌宏	横浜市戸塚区	会社員	40,000	20,000,000(500)	支援者
株式会社 フォーカスシステムズ 代表取締役 石橋 雅敏 資本金 2,900,000千円	東京都品川区東五反田2-7-8	ソフト受託開発業	28,000	14,000,000(500)	取引先
戸越 一成	横浜市栄区	会社役員	19,000	9,500,000(500)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)
池上 成朝	千葉県成田市	会社役員	14,000	7,000,000(500)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)
新倉 茂男	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	4,000	2,000,000(500)	支援者
有限会社 チック・リライアンス 代表取締役 五十畠 貴文 資本金 3,000千円	横浜市港南区笹下2-1-1	家電販売等	4,000	2,000,000(500)	支援者
鈴木 勇	横浜市中区	会社役員	2,000	1,000,000(500)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
武田 肇	横浜市港北区	会社員	2,000	1,000,000(500)	支援者

(注) 株式会社フォーカスシステムズは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となっています。

株式 (5)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
MUFGベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合無限責任組合員三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 鶴田 和彦 資本金 2,950,000千円	東京都中央区京橋2-14-1	投資事業組合	5,000	15,000,000(3,000)	—
三菱UFJ証券株式会社 取締役社長 藤本 公亮 資本金 65,518,000千円	東京都千代田区丸の内2-4-1	証券会社	3,330	9,990,000(3,000)	特別利害関係者等(証券会社)
株式会社三菱東京UFJ銀行 頭取 畑柳 信雄 資本金 996,973,000千円	東京都千代田区丸の内2-7-1	銀行	1,670	5,010,000(3,000)	取引銀行

(注) MUFGベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合無限責任組合員三菱UFJキャピタル株式会社は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となっています。

平成16年7月7日開催の臨時株主総会決議に基づく転換社債型新株予約権付社債の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社 フォーカスシステムズ 代表取締役 石橋 雅敏 資本金 2,900,000千円	東京都品川区東五反田2-7-8	ソフト受託開発業	80,000	40,000,000(500)	取引先

平成17年1月12日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
戸越 一成	横浜市栄区	会社役員	15,000	7,500,000(500)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)
池上 成朝	千葉県成田市	会社役員	10,000	5,000,000(500)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)

(注) 本書提出日現在、権利を失効した人については、記載をしておりません。

平成17年12月20日開催の臨時株主総会決議及び平成18年1月10日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
池上 成朝	千葉県成田市	会社役員	20,000	10,000,000(500)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)
黒川 美恵	千葉県佐倉市	会社役員	2,000	1,000,000(500)	特別利害関係者等(当社の監査役)
西山 俊彦	千葉県佐倉市	会社員	2,000	1,000,000(500)	当社従業員
野崎 周作	千葉県佐倉市	会社員	2,000	1,000,000(500)	当社従業員
會田 智	千葉県木更津市	会社員	2,000	1,000,000(500)	当社従業員

平成17年12月20日開催の臨時株主総会決議及び平成18年2月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
池上 成朝	千葉県成田市	会社役員	3,000	1,500,000(500)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)
樋口 隆志	東京都大田区	会社員	200	100,000(500)	当社従業員
辻本 卓也	川崎市幸区	会社員	200	100,000(500)	当社従業員
本島 陽子	川崎市中原区	会社員	200	100,000(500)	当社従業員
小嶋 正憲	埼玉県上尾市	会社員	200	100,000(500)	当社従業員

(注) 本書提出日現在、権利を失効した人については、記載をしておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
守本 正宏	(注) 1.	東京都港区	200,000	36.38
株式会社フォーカスシステムズ	(注) 2.	東京都品川区東五反田 2-7-8	108,000 (20,000)	19.64 (3.64)
池上 成朝	(注) 3.	千葉県成田市	77,000 (33,000)	14.01 (6.00)
戸越 一成	(注) 3.	横浜市栄区	75,000 (15,000)	13.64 (2.73)
杉山 昌宏	(注) 2.	横浜市戸塚区	40,000	7.28
鈴木 勇	(注) 2.	横浜市中区	12,000	2.18
MUFGベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合	(注) 2.	東京都中央区京橋 2-14-1	5,000	0.91
ジャフコ V2 共有投資事業有限責任組合	(注) 2.	東京都千代田区丸の内 1-8-2	4,400	0.80
小林 崇	(注) 2.	川崎市幸区	4,000	0.73
新倉 茂男	(注) 2.	神奈川県茅ヶ崎市	4,000	0.73
有限会社チック・リライアンス	(注) 2.	横浜市港南区笹下 2-1-1	4,000	0.73
三菱 UFJ 証券株式会社	(注) 6.	東京都千代田区丸の内 2-4-1	3,330	0.61
武田 豪		横浜市港北区	2,000	0.36
黒川 美恵	(注) 5.	千葉県佐倉市	2,000 (2,000)	0.36 (0.36)
西山 俊彦	(注) 4.	千葉県佐倉市	2,000 (2,000)	0.36 (0.36)
野崎 周作	(注) 7.	千葉県佐倉市	2,000 (2,000)	0.36 (0.36)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
會田 智	千葉県木更津市	2,000 (2,000)	0.36 (0.36)
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内 2-7-1	1,670	0.30
ジャフコ V2-W 投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内 1-8-2	400	0.07
ジャフコ V2-R 投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内 1-8-2	200	0.04
樋口 隆志	東京都大田区	200 (200)	0.04 (0.04)
辻本 卓也	川崎市幸区	200 (200)	0.04 (0.04)
本島 陽子	川崎市中原区	200 (200)	0.04 (0.04)
小嶋 正憲	埼玉県上尾市	200 (200)	0.04 (0.04)
計	—	549,800 (76,800)	100.00 (13.97)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長、大株主上位10名）
 2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）
 4. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 5. 特別利害関係者等（当社の監査役）
 6. 特別利害関係者等（証券会社）
 7. 当社の従業員
 8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 9. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 10. 退職等により権利を喪失した付与対象者については記載しておりません。従いまして、今後、権利の喪失等により表中の潜在株式保有者、潜在株式数及び潜在株式総数に対する所有潜在株式数の割合は変動する可能性があります。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月14日

株式会社 U B I C

取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 潮来 克士 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 都甲 孝一 
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UBICの平成16年8月1日から平成17年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び損失処理計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UBICの平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月14日

株式会社 U B I C

取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 潮来 克士 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅岡 伸生 (印)
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UBICの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UBICの平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年5月14日

株式会社 U B I C

取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 潮来 克士 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅岡 伸生 (印)
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UBICの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社UBICの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

